

第三節 國際聯盟主催會議に於ける通商交渉

第一款 概 説

大正十年九月初めて國際聯盟第一回總會開催せらるゝこととなりたるに付ては、帝國としては後に述ぶるところの戰後條約改正方針として可決した世界に對する門戸開放、通商經濟上の障壁撤廢及通商の均等に關する三原則を聯盟規約第二十三條(甲)号の下に主張し、同号及一般少數民族保護條約中に於て締結を豫想し居る一般通商條約中に具體化せしめんことを欲した。即ち之が爲めに石井聯盟理事をして聯盟理事會に於て聯盟規約第二十三號(甲)號所載通商の衡平待遇とは何ぞやを審議し、右の通商衡平待遇を包含する一般條約の締結に付準備すべきことを右聯盟經濟委員會に對し訓令すべきことを決議せしめ、同時に當時大戰後に於ける經濟狀態視察の爲め歐洲出張中の川島書記官を特に國際聯盟經濟委員會委員に命じ、石井國際聯盟常務理事の指導の下に同書記官をして同號所載通商衡平待遇内容に關する覺書起草せしめ之を同委員會に提出せしめ之が審議を促進せしむることとした。蓋し帝國の見解によれば右第二十三條冒頭に於ては「聯盟各國へ現行又ハ將來協定セラルヘキ國際條約ノ規定ニ遵由シ」と規定し、(甲)號に於ては「交通及通過ノ自由竝ニ一切ノ聯盟國ノ通商ニ對スル衡平ナル待遇ヲ確保スル方法ヲ講スヘシ右ニ關シテハ千九百十四年乃至千九百十八年ノ戰役中荒廢ニ歸シタル地方ノ特殊事情ヲ考量スヘシ」とあるに付き同條の下に聯盟國は一般條約の規定するところに従ひ通商衡平待遇を他の聯盟國に附與するの義務あると共に國際聯盟事務局は、右通商衡平待遇を附與確保すべき一般國際條約案を編成し、之が締結の爲め至急國際會議を開催するの必要あることを主張したのである。

之より先國際聯盟に於ては聯盟理事會の機關として財政、經濟及交通に關する三常設委員會を設置したるが、右財政委員會の報告により大正九年七月二日ブラッセルに於て國際財政會議開催せられ、聯盟各國より大藏大臣等財政に關する専門家に出席し、各國に對し大戰後に於ける各國の財政確保の爲め金本位の確立及豫算の均衡を爲すの絕對に必要なことを報告するの決議を採用した。右決議に基き其の後英、佛、伊、白、獨等戰時中通貨の甚しく下落せる國が等しく金本位を確立するに至つた。之が爲め右ブラッセル財政會議は、大戰後の經濟安定の爲め甚だ重要な役割を爲したと稱せられた。更に其の後軍備縮小問題が國際聯盟に於て大に論ぜらるゝに至りたるも、右ブラッセル財政會議に於て豫算の均衡維持の必要を決議せるに原因するところ多しと云ふことも出来る。尙右國際聯盟理事會の專門機關たる財政委員會に於ては、右通貨の安定と豫算の均衡維持に關するブラッセル財政經濟會議の決議を實行せんが爲め聯盟理事會に於てオーストリア、ハンガリー、希臘、ブルガリア等の財政破綻國に對し財政援助を爲すの必要を決議せる際右に必要な國際借款の内容を審議した。英、米、佛等の各國は右財政委員會の報告保證の下に、是等諸國に對し必要な國際借款を爲すに至つた。更に財政委員會に於ては對獨等の賠償問題及戰後に於ける避難民救助等に關する重要な財政事務を擔當するに至つた。従て上記國際聯盟常設三委員會中、財政委員會は最も有力なる働きを爲すと稱せられた。

國際聯盟交通委員會も亦相當の活動振りを示した。前記國際聯盟規約第二十三條(甲)號前段所載の「交通及通過自由」を國際條約により確保せんが爲め、右國際條約の締結を目的とする國際會議を數次開催するに至つた。即ち之が爲め先づ大正十年(一九二一年)三月十日より四月二十日迄バルセロナに於て第一回國際交通會議開催せられたるが、第一回國際聯盟總會帝國代表の一人として出席し、同總會に於て交通及經濟に關する第二委員會の議長たりし安達(峯一郎)駐白大使を以て同會議の議長とすることとなつた。而して右バルセロナ第一回國際交通會議に於ては、各國代

表討議の上大正十年四月二十日付を以て(一)自由通過に關する條約及議定書、(二)國際河川の通航自由に關する條約、(三)無海岸國の船旗を掲ぐるの權利を承認する宣言書及(四)電力の國際交通自由に關する條約が調印せられ、後に述ぶる理由により本邦は右の中(一)及(三)に付てのみ批准するに至つた。更に交通委員會提議の下に大正十二年ジュネーブに於て第二回交通會議總會開催せられ、同年十二月九日鐵道の國際制度に關する條約及規程等及海港の國際制度に關する條約及規程等調印せらるゝに至つた。前者は本邦に於て差したる實益なきも其の趣旨とするところ本邦の主張に適合するを以て之に調印批准することゝし、後者に付ては本邦に於て其の關係するところ大なるに付、英國代表等と激烈なる議論を重ねたる末大體満足すべきものとなりたるに付、同様之に調印批准することゝした。

次に本邦の最も重きを置きたる通商衡平待遇を具體化せしむべき一般國際條約締結のことに付ては、前記國際聯盟經濟委員會に於て本邦側より提出せる覺書を基礎として審議を進むることゝなつた。本邦委員は英國委員等と協議の上右覺書中諸外國に於ける反對の最も少なかるべきものを逐次實現せんことに努力すべきことに決し、審議要目としては、

一 税關手續の簡捷

二 不正競争防止

三 輸出入禁止制限の撤廢

四 外國人待遇の標準

の四問題を探上げることゝ決した。而して右の中第一及第二に付ては略々本邦の主張に基き國際條約締結せられたるも第三、第四の如き本邦の最も重きを置く問題に付ては、満足なる結果を見るに至らざりしことは後に述ぶる通りである。尙國際經濟委員會に於ては上記四問題の外關稅目の統一に關する條約案及最惠國待遇の解釋に關する條約案を

多大の勞力を以て編成せるも之が爲め國際會議を開催する迄に至らなかつた。尙本邦としては聯盟規約第二十三條(附號規定の下に國際聯盟經濟委員會をして世界平和の維持上最も必要なる通商衡平待遇の實現に關し最善の努力を爲さしめたる外、第一回國際聯盟總會の際經濟問題を管掌する第二委員會に於て、安達(峰一郎)代表をして通商衡平待遇を具體化するべき一般條約締結の目的を有する國際會議開催の必要を力説せしめ、第二回聯盟總會以後に以ても、本邦代表をして累次同様の主張を爲さしめた。又國際聯盟經濟委員會に於ける本邦代表としては川島委員歸朝後、在巴里平和事務局次長伊藤(述史)參事官を之に代らしめ同様の努力を繼續せしむるところがあつた。

此の如く本邦に於て國際間通商に對し衡平待遇の實現を努力せしめたる所以は、原總理が大正十年九月十五日付を以て「恒久平和の先決考案」なるものを發表し、右の中に於て「世界の開放、經濟障壁の撤廢」を以て其の要諦とすべきを主張せると同様、國際間に領土及資源の分配に不均衡あるの今日、國際間に通商航海及外國人企業の自由と均等待遇の保障なき限り到底世界平和の維持困難なることを確信せるが爲めである。右通商の自由均等待遇の主張は、歐洲大戰後に於ける本邦對外通商政策の根幹となりたるが故に、其の後大正十一年一月十八日ワシントン會議の際支那問題委員會に於て、我幣原全權と支那の經濟開發に關し支那の天然資源を充分に利用する爲めには、支那が自から其の門戸を開放して外國の資本、外國の通商及外國の企業を迎ふることが肝要である趣旨を陳述するところあつた。之に對し支那全權施肇基は、支那は支那國民の重大なる利益及安定と兩立する限り、其の天然資源の開發に對し外國の資本及技術に協力を求めることを自から進んで繼續すべし、尤も幣原男の希望は、本問題に關し日本の爲めに又は諸外國一般の爲め何等の特權の附與を要求するものに非ずして、單に支那と同様豊富なる天然資源の惠澤に浴する他の諸國と同一の條件を以て、支那が外國人に對し協力の機會を與へんことを支那政府に於て確言さるべきを望まれたるに止まるものと確信す、と答示した。右支那側の回答は右幣原男の支那資源開放に關する聲明を稍々骨抜きにする

に至つたものである。即ち支那は、米國の如き支那と同様富源の多き國と同一の條件の下に外國人に之を開放せんと云ふに止まるのである。蓋し英、蘭等の諸外國も亦大戰後自由主義を捨て米佛兩保護主義國又は加奈陀、濠洲等の英國自治領同様漸次其の富源の開発を外國人に對し拒否するに至つた。日獨伊等人口増殖率多き新興國は國際聯盟其の他の國際會議に於て入國居住の自由、富源の開発、原料品の分配、輸出入制限の撤廢、關稅低減及無條件最惠國待遇確保等の主張を爲すに至りしも英米佛等より顧みられなかつた。昭和六年滿洲事件及昭和十二年の支那事變より、更に進んで今次世界第二次大戰の惹起を見るに至りしも之れに遠因するものと云ふことが出来る。

備考

一 支那の經濟的開發に關し千九百二十二年一月十八日極東總委員會に於て幣原男爵の爲したる陳述

日本國委員は極東問題に關する本會議の主要目的の一は支那國民及支那に利害關係ある總ての國民の一般福祉の増進に在りと思惟す右希望實現に付ては支那の無限なる天然富源の開発及利用を以て最急務なりとす。

支那が莫大なる富源を包蔵するの國たることは萬人の認むる所にして支那は耕地、鑛山及各種の原料に依り自然の惠澤に浴すること極めて大なり然れども此等富源にして開發及利用せられざるに於ては多く實際の價値なしとす此等富源を大に利用せむが爲には支那は外國の資本、貿易及企業に對し其の門戸を開放すること肝要なり。

此の點に關し施博士は支那國委員を代表して十一月十六日の總委員會に於て重要な陳述を爲し支那は其の莫大なる天然富源を之を必要とする總ての國民に利用せしめむことを欲する旨を聲明したり右陳述は明に支那の思慮と先見とを示すものと謂ふべく而して日本國委員は右陳述に依りて表明せられたる原則が充分に實行せらるべきことを確信するものなり。

右原則を適用するに當り支那が出来得る限り廣く外國人に對し其の天然富源の開発及利用に協力するの機會を提供せむことは吾人の希望する所なり支那に於て此の趣旨に出づる政策を自發的に聲明せむことは啻に日本國のみならず支那に利害關係ある諸外國に於ても多大の満足を得て迎ふる所なるべし今日迄委員會に於て採用せられたる諸決議は支那の爲にする外國の自制及犠牲の精神を以て常に其の指針とせり日本國委員は支那が總ての國民に對すると同様支那自身に對しても多大の利益を齎す

べき政策を宣明するに躊躇せざるべしと信す。

二 支那の經濟的開發に關し千九百二十二年二月二日極東總委員會に於て施肇基氏の爲したる陳述

一月十八日の極東總委員會に於て幣原男爵は日本國委員を代表して支那が出来得る限り外國人に對し支那の天然富源の開発及利用に協力するの機會を提供せむことを希望する旨表明し尙此の趣旨に出づる政策を支那より自發的に聲明する所あらば多大の満足を得て迎へらるべき旨附言したり。

支那國政府は外國貿易が相互的に利益を齎すものなるを認むるが故に從來其の發達を促進するの確定政策を持続し來れり右貿易に付ては天産物が其の主要なる地位を占むるものなることを言を俟たず此の事實に照し且益人口増加の傾向を有する支那人の要求及其の漸次發達する工業上の需用に顧み支那に於ては啻に外國の資本に對して支那の法令に従ひ參加を許せるのみならず又其の權内に在る諸般の實際的方法を講じて着々支那の天然富源の開発を獎勵し來れり又支那は總ての支那鐵道に於ける此の種天産物其の他の物品又は商品の輸送に關する便宜の供與及運賃の決定に付常に總ての外國荷送人に對し嚴格に均等の待遇を與ふるの主義を遵守實行したり右寛大なる政策に依り支那に於ける原料品及食糧は予の同僚顧博士が曩に本委員會に於て滿洲に付て述べたるが如く今や公平なる條件の下に且經濟上の需要供給に關する法則の正常の作用に依り總ての國民に提供せらるゝに至れり此の事實は獨り滿洲に付てのみならず支那の他の地方に付ても亦同様なりとす。

支那國政府は目下此の相互的利益ある方針より乖離せむとするの意思を有せず支那は支那國民の重大なる利益及其の經濟的生活の安固と兩立する限り其の天然富源の開発に對し外國の資本及技術の協力を求むることを自ら進んで繼續すべし。

支那國委員は幣原男爵が同委員に保障せられたる通今日迄支那の利益の爲本委員會の採用したる諸決議に於て常に參加諸外國の指針たりし自制及犠牲の同一の精神に促され茲に前記の陳述を爲すを躊躇せざるのみならず却て大に之を喜ぶものなり蓋し日本國委員が支那の天然富源の開発及利用の政策に付支那自ら進んで聲明を爲すべしとの希望を述べたるは本問題に關し日本國の爲又は諸外國一般の爲何等特別の考量を要求するものに非ずして單に支那と同様に豊富なる天然富源の惠澤に浴する他の諸國に於て許與すると同一の條件を以て支那も亦外國人に對し協力の機會を與ふるの意嚮なる旨を確めむことを欲するに過ぎずと確信するを以てなり。

第二款 交通に關する諸國際會議

前款に述べたるが如く國際聯盟交通委員會の活動により大戦後早くも大正十年三月十日よりバルセロナに於て第一回國際交通會議開催せられたるが同會議に於ては(一)自由通過條約、(二)國際河川條約、(三)無海岸國の船旗承認に關する宣言書及(四)電力の國際交通自由に關する條約が調印せられた。

右の中第一は締約國をして國際間に於ける國民及貨物の運輸に關し「通過ノ自由ニ關スル條約」を調印したるものなるが、右通過自由の内容は同條約附屬「通過ノ自由ニ關スル規程」中に記載して居る。即ち同規程に於て締約國領土内に於ては他締約國の國民及貨物の通過に對し支障を與ふべからざることを約し、其の通過運輸に付ては原則として何等の負擔を課するを得ざることとして居る。詳言すれば通過(入國及出國を含む)に關しては何等の特別の課金を徴するを得ざることとし、只通過に基く監視及管理の費用を支辨することを目的とする課金を徴することは妨げざるも、右課金の率は成るべくは現實に必要とする經費を償ふに相當せしむべきを規定して居る。又何等其の貨物の生産國、發送國、又國民の國籍及出發國又は到達國を標準として差別待遇を行ふべからざることを規定して居る。右の如き通過自由の原則が國際間の通商に行はれることは佛領印度支那等に於て本邦貨物の通過に對し差別待遇を受け居る事態を改善するに付甚だ役立つものなるを以て、本邦に於ては右樣國際條約の締結せらるゝことに付雙手を擧げて賛成すると同時に、右條約が本國たると植民地たるとを問はず一率適用せらるべきことを強硬に主張した。然るに右本條約を自治領、植民地適用のことは、英佛等の同意を得るところを得なかつたにより、右通過自由條約成立の結果は、事實現に本邦と各國との間に成立し居る通商航海條約の規定を二重に確保したるに止まり、實效甚だ薄きものであつた。因に佛領印度支那に於ては其の領土を通過して支那雲南廣西兩省に輸入せられ、又右兩省より佛領印度支那を通過して外國に輸出せらるゝ貨物に對して高率なる通過税を課し、殊に同領土を通過して支那へ輸入せられる貨物に付ては、當該貨物の佛印に於ける輸入税を標準として通過税を課するが故に、本邦產品の如く佛領印度支那に於て最高税率を受くる國の生産物は、同領土を通過し支那に輸入せらるゝ場合に於ても甚しき差別的高率なる通過税の適用を受け居るのである。

第二國際河川の自由航行に關する國際條約に付ては「國際關係ヲ有スル可航水路ノ制度ニ關スル條約」及同條約附屬「國際關係ヲ有スル可航水路ノ制度ニ關スル規程」が締結せられたが、後者の第一條に於て「國際關係を有する可航水路」即ち國際法上の所謂國際河川に付大體從來認められたると同様の一般原則に基き之が定義を定め、右定義の下に國際河川に屬すべきものに付て各締約國船舶は、貨客の運送上沿河國船舶と同一の權利を有することを規定した。本邦としては右國際河川條約の規定を黑龍江及松花江に適用せしめんが爲め多大の努力を爲したるも、支那委員は一八五八年五月十六日の愛理條約に於て右航行が清露兩國船舶に限定せしむること及兩河流域地方に於ては特殊の事情存するに付、之を沿岸國以外の船舶に開放し得ざることを主張し、其の結果同規程第二十四條に於て右兩河を除外すべき趣旨の規定が挿入せられ(附記參照)、更に佛國委員の主張により明文甚だ不可解なる第二十三條が挿入せられ、右第二十三條によりメーコン河等の如き植民地にある國際河川も亦其の適用外に置かるゝに至り(附記參照)、本條約は本邦としては殆ど實効なきものとなつた。又同規程第一條(2)により揚子江の如き國內河川と雖も國際制度の下に置く場合に於ては、右國際河川條約の適用を受けるに至りたる次第なるも、右支那の河川に付ては既に内水航行に關する諸般の規定を有するを以て之を國際河川條約の規定を以て律せしむるの必要がなかつた。右國際河川條約の成立に付ては、本邦代表に於ても相當の努力を爲したるものゝ、結局何等現狀を改善せしむるところなきものとなつたのみか、却つて歐洲に於ける國際河川の均等待遇を沿河國の利益の爲め縮少するに至るの嫌ひあるものとなつた。依

て本邦政府に於ては審議の結果本條約に對しては之を批准せざることをした。

備考 國際關係を有する可航水路の制度に關する規程

第二十三條 可航水路は或地域又は袋地にして其の面積及人口が右可航水路の貫流する領土に比し小に且該地域又は袋地を除くの外右河の全可航道程の屬する國以外の國の隔在せる部分又は植民地を形成するものを貫流し又は其の境界を爲すの唯一の理由に依り國際關係を有するものと認めらるゝことなるべし。

第二十四條 本規程は國際關係を有する可航水路にして單に二沿河國を有し且一締約國と本規程署名の當時右締約國に依り承認せられざる政府を有する非締約國とを長距離に互りて分界するものに付ては該締約國に對し適當なる保証を供與すべき行政上及關稅上の制度を該水路の爲に設定する取極が右二國間に締結せらるゝ迄は之を適用することなるべし。

第三は瑞西、チエツク等の如く海岸を有せざる國に對しても、海洋航行の船舶を有せしめ、右所屬船舶に對して一般海岸國と等しく、自國の國旗を掲ぐるの權利を有せしむるを目的とせるものである。右は從來瑞西等の如く船舶を有せざる國との通商條約は之を通商航海條約と言はず、通商居住條約と言ひ、右の中には毫も船舶に關する規定を有せざりし慣例に對し一大變更を加へたるものである。(明治四十四年六月二十一日日瑞居住通商條約參照)殊にチエツク國の如きは、前記の如く對獨平和條約第三百六十三條に依り獨逸北部諸港に於て一定地域内に九十九年間の租借港を得たるを以て本宣言書調印を必要とせるものであるが、本邦としては本宣言書の内容は何等實害なきものなるを以て、大正十三年十二月二十四日之を批准することとした。

第四鐵道の國際制度に關する條約は單に自由通過に關する規定を、國際間の鐵道輸送旅客及貨物に適用せんとする趣旨にして、歐洲諸國間に於ける國境の錯綜せる場合には、其の必要大なるものもあるも、本邦の如きは大陸より隔在し、又本邦に關係ある支那、北米合衆國等の大陸諸國が此種條約に加盟せざること明かなる此の際には實益甚だ少なきものであつた。併し右の如き國際條約の成立することは、本邦と歐洲大陸諸國との通商を容易ならしむるものなる

を以て、本邦も大正十五年八月四日之を批准し、同十月二十八日之を公布實施することとした。尤も本邦代表をして第一回交通總會に於て本條約を尙一層有效ならしむるの目的を以て、鐵道の國際制度に關し最も難問題たる賃率問題に對し、公正妥當なる均等待遇を保證せる規定を挿入せんことを努力せしめたるが、其の目的を達せず、同國際鐵道條約の下に締約國は内外生産物及其の運送の方向如何に従ひ、賃率上差別待遇を爲すも妨げざるものとなつたことは遺憾である。尤も之より先大正十一年二月六日華府に於て調印せられたる支那に關する九國條約第五條に於ては、帝國の主張に合致せるものありたるも(附記參照)其の後に於ける支那の實施振り不十分なる爲め殆ど無効に終つた。

備考 支那に關する九國條約第五條

支那國は支那に於ける全鐵道を通じ如何なる種類の不公平なる差別をも行ひ又は許容せざるべきことを約定す殊に旅客の國籍、其の出發國若は到達國、貨物の原産地若は所有者、其の積出國若は仕向國又は前記の旅客若は貨物が支那鐵道に依り輸送せらるゝ前若は後に於て之を運搬する船舶其の他の輸送機關の國籍若は所有者の如何に依り料金又は便宜に付直接間接に何等の差別を設けざるべし。

支那國以外の締約國は前記鐵道中自國又は自國民が特許條件、特殊協定其の他に基き管理を爲し得る地位に在るものに關し前項と同趣旨の義務を負担すべし。

第五國際海港條約は第二回交通總會に於て大正十二年十二月九日署名せられたるものにして、大正十二年十二月九日ジュネーブに於て署名の「海港ノ國際制度ニ關スル條約」附屬規程及署名議定書の三者より成り居る。其の中海港の國際制度に關する條約附屬規程中に於て貿易の爲め開かれたる締約國の海港に於ける自由開放及均等待遇に付綿密なる規定を設け居る。即ち其の第二條に於て「各締約國ハ其ノ主權又ハ權力ノ下ニ在ル海港ニ於テ該海港ヘノ出入ノ自由及該海港ノ使用ニ關シ並ニ船舶、其ノ積荷及旅客ニ右締約國カ許與スル航海上及商業經營上ノ便益ノ完全ナル享有ニ關シ他ノ各締約國ノ船舶ニ對シ自國船舶又ハ他ノ何レカノ國ノ船舶ニ許與スルト均等ナル待遇ヲ許與スヘキコト

ヲ約ス」と規定し居れるが故に、締約國は本條約の下に自國の海港に於て他の締約國の船舶に對し、出入の便宜、港稅、噸稅、港灣の設備使用等條對し内國船待遇及最惠國待遇を確保すべきことを約し居る次第である。從て本條約の規定は本邦の主張に最も妥當するものである。尤も本邦代表は同總會に於て沿岸貿易の解釋に關する規定を國際的に決定せしめて沿岸貿易の範圍が、米國が主張するが如き大洋を隔つる貨物及船客の運送を包含するが如く解釋せられざるべきを規定せしめんことを努力したが、英國代表 Sir L. Smith は右米國の主張するが如く、沿岸貿易の範圍を廣く解釋することは、英國の法制上採用せざるところなりと雖も、國際條約を以て本邦提議の如き規定を設けることは、英帝國ドミニオンの主權を侵害するものなるが故に絶対に同意し難しと強硬に反對した。依て結局日本側と種々交渉の末沿岸貿易の解釋により英國政府は、外國船舶に對し不公平なる待遇を爲すことなしとの言明を會議々事録中に記載せしむることとして討議を終了するに至つた。蓋し本邦としては、米國の採れるが如き解釋を英國が採用するに至る場合には、歐洲航路の如く専ら英帝國の領土に寄港して行はるゝ貨客の運送が全く不可能に至るべきことを恐れ、此の如き強硬なる主張を爲すに至つたものである。今日に於ては沿岸貿易に對し米國の主張するが如き廣範圍に解釋する主義は殆ど米國以外の諸國に於ては之を採用せず英帝國は勿論、佛國の如きも其の植民地と本國との間は之を沿岸貿易と看做し居らず、單に佛本國とアルゼリア、チュニス間を沿岸貿易と同視し居るだけである。本邦としては本國際會議に對し講和會議以來本邦が主張し居る沿岸貿易相互主義開放の提議をも持出さんことを本邦代表に訓令したるも、會議の情勢は斯かる自由開放説を審議せしむるの餘地がなかつたのである。尙本條約附屬規程第二十三條（附記參照）にも通過自由に關する規程第十五條鐵道の國際制度に關する規程第四十三條に於ける同一の規程を挿入し、英帝國を構成する英本國及各ドミニオンとの關係は、均等待遇中に包含せざるべき趣旨を明かにし居るところ、右は主義上本邦に於て甚だ不當とするところなるに付、本邦代表は會議々事録に於て本規定に付留保するの態度を採ることとした。

而して前記の如く本邦は沿岸貿易の範圍を米國の主張するが如く廣く解釋せしむることを以て本邦海運の發展上不利なりとするが故に自縛自縛に陥らざる爲め本邦内地及朝鮮臺灣等と南洋委任統治地域間は之を沿岸貿易と看做さざることの方針を決定した。又海港條約附屬規程第七條中には特殊陸境輸入貨物に對し特別關稅附與の餘地を認められ居れるが、（附記參照）其の後大正十四年四月三十日調印の日英補足條約締約の際滿鮮國境經由貨物に對しては正しく本條約の下に特別關稅を設くるを得べきものなることを承認せしめた。

備考 海港の國際制度に關する條約附屬規程

第七條 特別なる地理上、經濟上又は技術上の特殊狀態に基く理由の如き例外を設くるの正當なる特別理由ある場合を除くの外締約國の主權又は權力の下に在る海港に於て課せらるゝ關稅は同國の他の關稅境界に於て同一種類に屬し同一發送地より來り又は同一到達地に到る貨物に課せらるゝ關稅を越ゆることを得ず。

締約國の一方貨物を輸入し又は輸出する他の通路に於て前記の特別理由に依り關稅上の特別便宜を許與するときは同國は其の主權又は權力の下に在る海港に依る輸入又は輸出に對する不公正なる差別の手段として該便宜を使用することを得ず。

第二十三條 本規程は同一主權國の部分を構成し又は其の保護の下に置かるゝ地域相互間の權利及義務に付ては此等の地域が各別に締約國たるか否かを問はず何等之を規律したるものと解釋すべからざるものとす。

第三款 勞働及移民に關する國際交渉

ヴェルサイユ講和會議に於ては人種差別撤廢問題に關する日本提案を繞り移民問題は國際交渉上甚だ困難なるものなること明白となりたるを以て、國際聯盟經濟委員會に於ては移民問題即ち勞働者の入國及入國後に於ける待遇問題

と一般外國人殊に商人の入國等に關する問題との間に別種の取扱を採用することゝなつた。即ち移民問題は對獨平和條約第十三編に規定せらるゝ國際勞働會議に於て之が解決を計ることゝし、後者に關する一般外國人の待遇問題は國際聯盟に於て之を主管し、國際聯盟理事會指導の下に聯盟主宰の國際會議に於て之を處理せらるゝことゝなつた。之が爲め前者に付ては大正八年十一月二十八日華府に於て開催せられたる第一回國際勞働會議に於て失職に關する條約（大正十一年十月十八日本邦批准）、工業に使用し得る兒童の最低年齢を定むる條約（大正十五年七月三日本邦批准）及工業勞働者時間制限に關する條約所謂四十八時間勞働制限條約（同條約中本邦に對しては特例を設けられたるものに批准せず）等を採用した。右第一回國際勞働會議に於ては、別に移民に關しては出移民國と入移民國とを聯合せる國際會議を開催し、移民の待遇改善を議題とすべきことを決議した。右決議の下に第一回移民會議は大正十年ハバナに於て開催せられたが移民船積載移民の待遇改善に關する條約案等が決議せらるゝことゝなつた。尤も右決議は單に會議參加國に對する勸告の性質を有するに止まり、各國に於て之を採用せざる限り何等實效なきものであつた。

第四款 經濟諸問題に關する國際會議

第一 ゼノア國際經濟會議

國際經濟諸問題に付ては帝國政府は一九二一年（大正十年）第一回聯盟總會開催の際通商衡平待遇實現に關し一般條約締結方に付努力したることは前述の通りなるが、其の後も同一趣旨の努力を續け翌一九二二年四月ゼノアに於て開催の所謂世界經濟復興會議に於ても其の主張貫徹に努めることゝした。其の結果右ゼノア經濟會議に於ては輸出入貨物の禁止制限の撤廢及關稅に關する無條件最惠國待遇の採用を目的とする決議を見るに至つた。尤も是等は單に勸告の性質を有するものに過ぎなかつた。元來一九二二年ゼノア國際經濟會議は、其の名義は歐洲大戰後の國際經濟同

復方法を審議するに在りたるも其の最も重きを置きたるところはソ聯を招待し、同國政府をして帝政露西亞時代に於ける莫大なる國際債務を承認せしむるにあつた。而してソ聯代表の參加を容易ならしむる爲め同國際會議は、國際聯盟と無關係なるものとせられたが事實國際聯盟常任理事國たる日、英、佛、伊に於て會議の要項を掌握することゝなつた。同會議の成果としては五月十九日ソ聯をして列國がソ聯財政に對し信用を提供する程度に應じソ聯も亦戦前の債務を承認すべしとの主義を決議し、右決議を實行する爲め其の後六月二十六日より海牙に於て専門委員會開催の運びに至つた。然るに右専門委員會に於てはソ聯の強硬なる態度と列國の不一致により何等成果を見るを得なかつた。

第二 稅關手續簡捷に關する國際會議

國際聯盟經濟委員會に於ては本邦代表石井理事提議の下に通商衡平待遇實現に關する諸項目の審議を進めたるが、最も容易なるものより審議を進むることとし、先づ第一として大正十二年（一九二三年）ジュネーヴに於て稅關手續簡捷會議開催せられ、本邦より代表として松田（道一）公使及中島（鐵造）大藏省主稅局長出席した。同會議に於ては本邦代表指導の下に通商衡平待遇の現實化に付略本邦主張を容れたる國際條約は十一月三日調印を見るに至つた。然るに同條約は専門的事項に付餘りに煩瑣なる條項を定むるものとなりたるに付、本邦大藏當局に於ては之が批准を好まず、其の儘本邦の批准なくして效力發生を見るに至つた。尤も同條約第十條及第十一條は其の後昭和二年七月二十日調印の日獨通商航海條約第七條及第十二條として採用せらるゝことゝなつた。

第三 不正競争防止に關する國際會議

本國際會議は大正十四年（一九二五年）海牙に於て開催せられ、本邦より伊藤（述史）參事官代表として出席、工業所有權に關し本邦の採用し居る登録優先主義と英佛等多數の國の採用せる使用者優先主義との間を折衷せる工業所有權保護に關する一般條約改正に關する條約同年十一月六日調印せらるゝことゝなつた。右改正條約も亦略本邦の主

張承認せられたるも、其の規定煩瑣なりしが爲め關係當局に於て之が實施を悦ばず、其の批准停頓を見るに至つたが、漸く昭和九年十一月十四日之に加入通告を爲し同十二月三日公布を見るに至つた。

第四 輸出入禁止制限撤廢に關する國際會議

大正九年對獨平和會議の際より本問題は、大戦中英佛諸國等天然資源を擁せる國の輸出制限に最も苦惱の經驗を有する伊國の強硬に主張せるところであつた。然るに平和條約締結後國際經濟不況の爲め歐洲大陸諸國に於ては輸入關稅の増徴を以て尙足らずとし、國產保護の爲め輸入制限禁止を行ふもの益々増加せるに至つた。依て右輸出入制限禁止撤廢問題は國際經濟回復上最も重要問題となり、前記一九二二年のゼノア經濟會議に於て萬場一致を以て其の必要を可決する外、爾後日獨等の所謂「持たざる國」は伊國の主張を強硬に支持し、英本國及米國も亦之を支持するに至つたものである。日本は右ゼノア經濟會議以後右經濟會議の決議を實行せしめんが爲め條約締結の目的を有する國際會議開催方に種々努力を重ねた。然るに右各國間の貿易に關し輸出入の制限禁止を撤廢すること、殊に輸入の制限禁止を撤廢することは佛國及歐洲新興諸國に於て最も強硬に反對した。蓋し佛國等通貨下落の爲め物價大に騰貴せる諸國は、國產防護の爲め關稅を容易に引上げ得ざる關係ありたるを以て、獨逸其の他甚しく通貨の下落せる國よりの輸入品は一定條件の下に之を制限するの外なきことを主張した。日英米の如く通貨價值の回復せる國に於ても、ダビング貨物の輸入防止に對しては輸入禁止制限撤廢の一般原則に對し除外例を設けること適當なるべしとの議が漸次有力となり之を目的とする法制は一般に採用せらるゝに至つた。斯くの如く戦後に於ける世界の經濟大勢は制限主義に傾き、當初日本の主張したるが如き無條件に輸出入制限撤廢を規定するが如き國際條約の締結は甚しく困難となつた。從て同條約に於て撤廢の原則を認め得るとするも一般的に種々の除外例を認むる外、更に特定國に對し特定物品に對し除外例を設定するに非ざれば多數國の同意を得ざるべき形勢となつた。依て國際聯盟經濟委員會に於ては國

際會議に提出せらるべき原案編成に甚だ困難を極め聯盟各國に對し其の試案に付二回に亙り其の意見を徴したる後一九二七年（昭和二年）十月十八日より十一月八日に至る迄ジュネーブに於て會議を開催し、本件條約に調印するに至つた。

本條約締結の経緯の上記の如くなるを以て本條約第四條に於ては各締約國は輸出入の禁止制限を爲すべからずと原則を定めたる後除外例として各國間の通商條約中に一般に認むるところの公安、衛生措置、軍需品の取引等を規定する外、更に第五條に於て締約國は非常且變則の場合に於て國の緊要なる利益を保護する爲め必要なる措置を採るを得べき旨の包括的除外例を規定するところがあつた。（附記参照）

加之特定締約國に對し第六條第一項に於ては本條約の規定適用上一時的除外例に關する留保を許し、第二項に於ては輸出入禁止制限を撤廢することが右特定國をして重大なる困難に陥らしめ、而も右禁止制限が他諸國の貿易に差したる損害を及ぼさざるが如き場合に於て少數貨物に對し除外例を設けることを許した。更に同條第四項に於て本條約調印後批准前に前記第一項、第二項に基き締約國は除外例を提出し得べき規定を設けた。而して同條第十七條に於て國際聯盟事務總長は一九二八年六月十五日より七月十五日迄の間に於て本條約に對し、右六月十五日迄に署名せる諸國の代表者を會議に召集し、如上各國が提出すべき新留保、其の他本條約實施に關する諸般の問題を審議せしむべきことを規定した。其後國際聯盟事務總長は前記第十七條の規定に基き一九二八年七月十七日本條約署名國間の會議を召集し、本條約實施に關する補足協定調印せらるゝところとなつた。

而して前記補足協定丙條に於ては、本條約成立の爲めには少くとも十八の締約國の批准を必要とする旨並に各締約國は右批准に當り特定の十四ヶ國即ち獨逸、奧地利、米國、佛蘭西、英國、洪牙利、伊太利、日本、ポーランド、ルーマニア、セルブ・クロアイト・スロヴェニア、瑞西、チェッコ、土耳其の批准又は加入を其の實施の條件と爲すべき

ことを國際聯盟事務總長に通告するの權利を有するものと規定した。其後本條約は所定數の承認を得て一九二九年十二月二日附を以て兩條約の實施に關する議定書調印せられ、一九三〇年一月一日より實施せらるることとなつた。

然るに前記本條約第六條第一項に於て日本は染料（輸入）及米穀（輸入及輸出）に關し除外例を認められ、同様獨逸、チェッコ、墺地利、白耳義、佛蘭西、洪牙利、伊太利、ルクセンブルグは石炭（輸入及輸出）、屑鐵並に他の金屬及合金の屑（輸出）に、英國は染料（輸入）に、ルーマニアは屑鐵、他の金屬及合金の屑（輸出）並に工業裝置用古機械（輸入）に除外例を認められた。又同條第二項により埃及は家畜、鳥卵、有機肥料（輸出）、米國はヘリウム瓦斯（輸出）、伊太利は鐵礦及麥類（輸出）、ルーマニアは鐵礦、銅礦、マンガン礦及原油（輸出）に除外例を認められ、次いで前記補足條約締結の際前記第六條第一項によりブルガリアは薔薇樹並に其の根及枝（輸出）、チリは屑鐵、屑亞鉛及牝馬（輸出）、ポルトガルは細手羊毛及粗コルク（輸出）、瑞典は屑鐵（輸出）、チェッコはホップの芽に付除外例を承認せられ、又同條第二項によりエストニアは白金、貴石、眞珠及珊瑚（輸出）、米國はヘリウム瓦斯（輸出）、ポルトガルは松脂（輸出）、チェッコは石英岩（輸出）に對し除外例を承認せられた。其他各國中には同條約批准の際留保を附したるものあり、其の重なるものを掲ぐれば英國は植民地、印度は土侯國、米國は比律賓、佛國は其の植民地及保護領に對し本條約を適用せざるべきことを宣言し、日本は本條約第八條に於て本條約の解釋に關する國際紛争は之を國際司法裁判所の判定に委すこととなり居るに對し「日本國司法官憲ニ依り日本國ノ法令ヲ適用シテ爲サル、行動ニ影響ヲ及ボスモノニ非ザルト」を留保した。加之前記一九二九年の實施議定書調印に當り前記補足條約丙條に基き多くの國は夫々特定國の批准又は加入を條件とし、無條件に之を批准したるものは英米二國位である。例へば佛蘭西は獨逸、伊太利、ポーランド、瑞西、チェッコの批准を條件とし、伊太利は獨逸、米國、墺地利、英國、佛蘭西、洪牙利、ポーランド、ルーマニア、セルブ・クロアイト・スロヴェニア及チェッコの批准を條件とし、獨逸は墺地利、米國、佛蘭西、英國、洪牙利、伊太利、日本、ポーランド、ルーマニア、瑞西、チェッコ及ユーゴスラヴアの批准を條件とした。本邦は前記批准は議定書調印の際伊藤代表をして帝國政府の承認を條件として即ちアドレフレンダンを以て調印せしめたが、其後關係官廳に於て審議を遂げたる結果本條約は其の内容は甚だ不完全なるものなるも、其の主義に於て帝國の主張と一致せるものなるに付、之に對し加入することに決し、批准期限後なりしも昭和五年（一九三〇年）七月四日國際聯盟事務總長に本議定書承認の旨通告した。尤も本條約は其の期限を五年としたるが、昭和四年發生の世界大不景氣の襲來により條約規定は満足に適用せられず、而も一九三三年六月の倫敦經濟會議の失敗後英國は第十八條第三項に於て本條約第六條第一項所載の「一時的除外例か本條約實施後滿三ヶ年間尙存續の場合には期限前の本條約の廢棄を通告し得べき規定を利用し本條約より脱退し其の他の歐洲諸國も之に準じ、結局非脱退國は日本と米國のみとなりたる状態となりしに付、本邦も亦昭和九年（一九三四年）三月十六日通告により同年六月三十日より本條約の義務より免かるゝこととなつた。

備考 輸入及輸出の禁止及制限の撤廢の爲の條約

第四條 左の種類の禁止及制限は該禁止及制限が同一條件の下に在る外國間に於ける專斷なる差別の手段又は國際貿易上の變裝せる制限と成るが如き方法に於て適用せられざる限り本條約に依り禁止せらるゝことなし。

一 公の安全に關する禁止又は制限

二 道徳上又は人道上の理由に依り課せらるゝ禁止又は制限

三 兵器、彈藥及軍用材料又は例外の場合に於ては他の一切の軍需品の取引に關する禁止又は制限

四 公共衛生の保護の爲又は病疫、蟲類及有害なる寄生物に對する動物若は植物の保護の爲に課せらるゝ禁止又は制限

五 美術上、歴史上又は考古學上價值ある國寶の保護の爲の輸出の禁止又は制限

六 金、銀、貨幣、紙幣、銀行券又は有價証券に適用せらるゝ禁止又は制限

七 外國產物に之と同種の内國產物の製産、取引、運送及消費に付國內に於て設定せられたる禁止及制限を及ぼすことを目的とする禁止又は制限

八 製産又は取引に付國內に於て國の獨占事業又は國の監督の下に行はるゝ獨占事業に屬し又は將來屬することあるべき產物に對し適用せらるゝ禁止又は制限

第五條 本條約は締約國が非常且變則の場合に於て國の緊切なる利益を保護する爲輸入又は輸出を禁止し又は制限する措置を執るの權利に毫も影響することなかるべし。

右性質の措置が執らるる場合に於ては右措置は他の締約國に對し何等の專斷なる差別待遇と爲らざる様適用せらるべし右措置の繼續期間は起因たる事由又は情況の繼續期間に限定せらるべし。

第五 外國人待遇に關する國際會議

國際聯盟經濟委員會に於ては日本委員提出の覺書中容易なるものより取上ぐるの方針の下に英國委員の提議により通商衡平待遇に關する國際條約の一として適法に入國せられたる移民以外の外國人の待遇即ち居住、旅行、財産の享有、企業經營の自由の範圍に付國際條約を締結するの計畫を樹つることとした。即ち經濟委員會に於ては大正十年以來通商衡平待遇の下に聯盟國が他の聯盟國人に對し附與すべき待遇に關し、日本委員が提出せる覺書を基礎とし審議を續け居たりしが、各國政府に其の原案を廻付し意見を徴したる後漸く一九二九年（昭和四年）十一月五日より十二月五日に至る迄巴里に於て第一回國際會議開催し外國人待遇に關する條約案を可決するに至つた。然るに時既に昭和四年世界大不況襲來後に屬し、各國は自國經濟を守らんとするに之れ急なる時代なりしを以て、其の決議するところは本邦代表の企圖せる自由開放の主義に去ること甚だ遠く、條約案の内容たるや從來の通商條約中に規定せらるゝところよりも其の範圍を甚しく局限せるものであつた。例へば同會議決議條約案第七條に記載せる外國人に許與せらるべき職業、企業の範圍の如きも第一項冒頭に於て法律上又事實上内國民と全然同一の基礎に置かるべきを規定せるも、

第二項に於て(イ)公官吏、(ロ)免許を要すべき辯護士、公證人、仲買人、(ハ)政府專賣に屬する事業、(ニ)國營事業、(ホ)呼賣商人、(ヘ)領水内の漁業、沿岸貿易業、水先及港内案内人、(ヒ)内國籍船舶及航空機内の業務、(フ)鑛物の發掘及水力利用、(ブ)特許的企業、(セ)軍需品の製造業、(ゼ)個人經營保險業務に付除外例を設けた。又原案第十七條及第十八條に於ては國民待遇を附與せる事項に付ては相互條件の下に最惠國待遇を附與すべきを規定せるも、獨逸以外の大陸諸國は特定國との間に特約を設けんことを欲するもの多く、結局最惠國待遇に關する規定は一切本條約中より廢除し單に第十九條第一項に於て締約國は本條約に於て認めらるゝ留保を他の締約國民の爲め不親切なる方法 (in a manner unfriendly towards nationals of one or more of the High Contracting Parties) と規定し、第二項に於て事實外國人に適用の餘地なき方法を以て國民待遇を規定することなきことを明確にしたるに過ぎない。結局本條約の適用範圍は甚だ局限せられ各國間通商條約中に規定せる最低限度の外國人待遇を規定せんとするに止まるが如きものとなり、却つて國際經濟交通上不利なる結果を生ずるものと見らるゝに至つた。從て日本、英國、獨逸等當初本條約の締結に熱心なりし諸國も失望するに至つた。殊に日本として本條約に於て定むる最低の保障も日本に於て最も關係を有する米國、英領ドミニオン及植民地並に支那が之に参加せざること明かなりしを以て愈々本條約の締結に對し熱を失ふに至つた。加之前記の如く本會議後間もなく世界大不景氣の襲來せるを以て、本國際會議の決議に付ては直ちに之を條約案とせず、之を第一回會議の報告として各國政府の再審議に供し各國の意見を更に徴したる後、一九三〇年十二月三十日以前に第二回會議を開催することを決議し十二月五日閉會した。而して右閉會後第二回は開會せらるゝことなく今日に至つた。

第六 其他國際聯盟經濟委員會に於ける交渉

其他經濟委員會に於ては伊國委員が講和會議以來原料品分配問題を強硬に主張したるが、之が採上げられ日本委

員も亦之を支持したりしも伊國委員は中途に至り英國委員が頑として之に應ぜず到底成果を見ざるべき形勢を感知し不熱心になるに至つた。又伊國委員は寧ろ其の主張を緩和し、之に代へ英國より信用提供を希望し居るに非ざるかを疑はるゝが如き態度を示した。其後世界不況容易に回復せざるを見て、英國委員は更に逆襲して今日は原料の分配を論ずるよりも寧ろ過剩なる原料の消費を如何にして國際的に増加するか、又右不可能ならば如何にして其の生産を制限すべきやこそ國際會議の重要議題となりたりと主張し、自然原料品分配問題は國際會議の議題として其の跡を潛め、伊國政府の唱ふる原料品分配問題は植民地分配問題の假面を被れるものと一般に信ぜらるゝに至つた。

第五款 一九二七年に於けるジュネーヴ國際經濟會議

國際經濟回復の爲め從來の如き國際聯盟の努力又は一九二二年ゼノア經濟會議の如き政府代表者を以てせず一般的有力民間代表者より成る國際會議を開催せんことは、一九二五年開催の第六回聯盟總會に於て佛國代表ルシュール氏より發議せられた。右發議は一九二六年十二月の聯盟理事會に於て採擇せられ、一九二七年（昭和二年）五月四日より五月二十三日迄ジュネーヴに於て白國前總理テュニス氏議長の下に聯盟國の外米國、ソ聯、土耳其、墨西哥、エタアドル及埃及等の代表者をも招聘し會て見ざる大組織にて國際會議が開催せられた。即ち之が參加國數五十、委員數百九十四名、専門委員數百五十七名の多數に及んだ。當時は未だ一九二九年世界大不況前にして大戰後に於ける國際經濟は年々回復の途上にありたる時代なりしを以て、各加盟國も亦會議が如何なる決議を爲すやに對し大なる希望を抱いた。而して右五月二十三日採用せられたる會議報告書は第一緒言、第二商業、第三工業、第四農業、第五一般決議に分れるに至つたが、右決議内容は通商自由主義を基礎とし、國際經濟交通に關するマグナ・カルタとも稱すべきものと思はれた。右決議は會議の性質上何等各參加國に對し拘束力なく、單に勸告の性質を有するものなるも、爾

後各國が相互間に締結すべき通商航海條約の基本となり、又爾後國際聯盟主催國際會議に於て聯盟規約第二十三條(附號の下に締結せらるべき一般條約の基礎原則ともなるべきものと思考せられた。而して本會議の出席者は民間代表者又は學者を以て組織し、責任ある政府の代表者之に加はらざりしが故に、其の決議せるところは國際經濟交通に關し完全なる通商自由主義を敷行すること容易なるものがあつた。其の詳細は次の如くである。尙本報告書第一の緒言に於ては右國際經濟會議開催せらるゝに至つた経緯と共に、當時の國際經濟情勢を説明して居るが、右により歐洲大戰後米國の歐洲其の他に於ける海外投資と國際聯盟其の他の努力とにより、大戰に基き發生したる國家經濟主義に基く通商障壁が如何に徐々に緩和せられ來り、其の結果國際通商貿易の回復が顯著となり如何に聯盟諸國は其の前途に對し洋々たる希望を有したるかを記録せるものとして注意するに足ると思ふ。

千九百二十七年ジュネーヴ經濟會議の報告

備考 本報告は決議と共に「ソヴェエト」共和國聯邦及土耳其古委員の棄權したる外全會一致を以て採擇せられたり、尤も「ソヴェエト」共和國聯邦の委員は第五の附屬書に掲げられたる決議に賛成なる旨宣言せり。

第一緒言、第二商業、第三工業、第四農業、第五一般決議

第一緒言

一 國際聯盟は國際經濟會議召集に關する其の千九百二十五年九月二十四日附決議に於て其の「世界平和樹立ノ一切ノ方法ヲ求ムル堅キ決心ナルコト」を宣言し、「經濟的平和ノ諸國民間ノ平和ニ貢獻スルコト大ナルベキコト」を確信する旨を明言し、「一般的繁榮ノ回復ヲ妨グル經濟的障壁ヲ調査シ之ヲ征服シ且紛議ヲ豫防スル最善ノ方法ヲ確定スルノ必要」を高調せり。

經濟會議は前記の一般方針を絶へず其の念頭に置きたり、戦後九年を経過せる今日（其の間前古未曾有の災難に

由來する混亂は遺憾なく其の永續的影響を現はせり。會議は最善の努力を盡して現今世界の惱める混亂の根本的原因を發見分解し假令之を全治し得ずとも少くとも文明世界の渴仰せる救済の幾分かを與ふるに足る救済方法の發見に努めたり。

經濟情勢

二 聯盟事務局が豫備會議の指導の下に諸國に於ける商業工業諸團體及多數専門家の協力を得て準備したる書類は極めて完全に世界の經濟的狀態の鳥瞰圖を示し居れるが此處には簡單に右書類の結論に言及するに止むべし。

戰後發生したる變化の概念を得るには世界の食料品及原料品の生産に關する統計を見るを可とす、統計に依るに千九百二十五年に於ける世界の人口は千九百十三年に比し五「パーセント」増加し食料品(註一)及原料品の生産は十六乃至十八「パーセント」増加せり、換言すれば生産と消費は絶對的にも一人宛にも戰前より大なるなり。

然るに此の食料品及原料品(註二)の生産増加は國際商業の之に相應する増加を伴はざりき、蓋し千九百二十五年に於ける貿易額は戰前に比し僅々五「パーセント」の増加に過ぎざりしを以てなり。

註一 支那ヲ除ク。

註二 技術ノ進歩ハ原料品ノ更ニ完全ニシテ經濟的ナル使用ヲ可能ナラシムルカ故ニ製成品ノ生産ハ此ノ數字ヨリモ一層速ニ増加シタルニ相違ナカルヘシ

三 尤も是等の統計は世界全體に關するものにして各大陸の地位を個別的に示すものに非ず、世界の或る部分は別記統計以上の發達を遂げたるも他に遙かに後れたる大陸なきに非ず、殊に歐羅巴を然りとす、歐羅巴(其の人口は一「パーセント」の増加を示せり)の生産は千九百二十五年に於て千九百十三年に比し約五「パーセント」の増加なるに(此の増加は戰前よりも頗る低し)其の國際貿易は戰前の八十九「パーセント」に過ぎざりき、經濟的困難が歐

羅巴に於て最も激烈なる事實は各種産業に關する書類に明かなり、右經濟的困難の最も顯著なる兆候は其の財政的反動が重税及貯蓄の不足となりて現はれつつある一方諸國に異常の失業者ありて而も尙其の數を増加しつつあるの事實なりとす。

四 斯くの如く其の組織を破壊せられたる歐羅巴の經濟的狀態は必然的に他大陸の經濟的狀態に影響せざるを得ず、他國が歐羅巴の購買力の減少に影響せらるゝは明なり、又世界は歐羅巴が其の嘗て把握し居たる世界經濟上の數箇の職能を餘儀なく拋棄せるの事實に依りて影響せらるゝものなるや疑なき所なり。

五 然れども歐羅巴に於ても其他の大陸に於ても經濟的狀態は劃一的に良好なり或は不良なりと云ふを得ず、經濟界の不況は明かに數種の重要な産業に集中せられ居れり、製鐵、造船、化學工業の如きは戰時の需要に應ずる爲人工的に擴張せられたる處戰後貯蓄減少より來たる資本の不足が戰前と同様の規模に於ける經濟的發達を不能ならしめたるの事實に依り其の需要は制限せらるるに至れり、諸種の固定資本を必要とする製鐵業は特に右の事實に依り影響せられ居れり、其他の工業殊に綿工業は遠隔の諸國に於ける生産能力の著大なる増加に應じて變化し尙他の工業例へば石炭業の如きは(石炭の需要は他の動力の使用又は燃料の經濟に依り大に減少せり)石油業及電氣業の繁榮せるに拘らず其の業績甚だ振はざるものあり、産業の不況前述の如しと雖も恐らく混亂の最甚だしきは船舶業ならん、蓋し世界船舶總噸數は三十八「パーセント」の増加を見たるに反し運送貨物の容積は殆んど増加を示し居らざればなり、上記の諸産業の狀態は自動車製造業、人造絹絲業、護謨品製造業の如き直接消費に供せらるゝもの又は贅澤品を供給する數多の工業の狀況と著しき對照を爲すものなり。

戰爭の悪影響は少數の特殊産業に集中せられたりと雖も其の結果たる不景氣は他の方面に於て見るを得べかりし發達を妨げたり、蓋し右不景氣は全部的又は部分的の失業者を生ぜしめ多數の勞働者の購買力を減少せしめれば

なり。

六 加之工業の混亂は更に大なる影響を及ぼすものなり、蓋し工業の混亂は同じく全世界の農業に影響するが故なり、農業は現今其の耕作方法に於て日日工業化しつゝあるが或國に於ける工業品の價格は此處數ヶ年間比較的高價なるに拘らず農産品の價格は比較的に低廉なるの事實に依り直接惱まされつつあり、農業家は其の必要とする製造品を高價に購ひながら其の生産物を廉價に賣らざるを得ざる事情に付其の苦衷を訴ふるを常とす、會議の書類は若し農産品の價格低廉にして多數諸國に於ける農村が疲弊せりとせばそは食料品の生産に異常の増加ありし爲に非ずして歐羅巴に於ける工業地帯よりの需要の減退せるが爲に外ならざることを示せり。

七 斯くの如く會議の書類は一面に於て現狀の最暗黒面を摘發するに資するところあると共に他面に於て諸國民、諸産業、諸階級の相互依存を強調するところあるなり、大戰中諸國民は周圍の事情上一時變態と云ふべき迄自己の資源に依りて生活するに至れり、此の自給自足は其の代償として多大の苦惱を伴へるものにして其の苦惱はやがて殆ど堪え得べからざるものと爲りたり、戦後經濟的孤立政策に依り經濟的繁榮を求めんと計畫は略九年間の實驗の後失敗に歸せるものと斷ずるを得べし、世界の輿論は繁榮なるものは限られたる少部局に於て享有し得らるゝものに非ざることを諒解しつゝあり。

戦後の問題

八 戦争直後多數の國民は戦争而も戦争のみを以て個人、國民、大陸の經濟的關係に付發生したる混亂の理由と爲せり、斯くの如き事情の下に於て戦前の狀況への單純なる復歸を以て現在の困難を醫するに足る經濟政策の目的と爲すは怪しむに足らざるなり、抑々將來よりも過去に眼を轉じ舊來の秩序が新規の秩序に依り取つて代はられつつある時代に當つて前期の思想に立ち歸り傳統的事態を回復せんとするは人の性なり、然れども經驗は戦後の問題は斯

くの如き簡單なる方法に依りて解決せらるべきものに非ざることを示せり。

戦前の狀態に復歸せんとの希望は最初は賢明にして且自然の本能なりき、蓋し戦後の最重要なる事業は急激に中止せられ居たる世界の經濟的生活を再び活動せしむるにありたればなり、從て經濟政策は戦争の一時的影響を取扱ひ戦争の殘したる生産並に貿易に對する障礙を除去するに努めざるを得ざりしなり。

九 經濟的困難の中最廣く傳播し最重大なる結果を招致すべきものは財政組織の破壊と通貨の下落なりとす、武府會議當時には歐羅巴諸國中僅に四國のみが其の歳入の均衡を保たしむるに成功し居たるが今や殆ど總ての國は其の豫算平衡の實現に成功したり。

假令此の財政立直の第一歩は今日未だ完全ならずとも又各國に於て既に財政的安定保證せられたりと云ふは過ぎたりとするも一般に財政の混亂狀態及爲替相場の不安定が最早貿易及生産の不況の第一義的原因に非ざるは事實なりとす。

一〇 近年重大なる影響を及ぼしたる他の一の困難は資本の不足なり、戦後に於ける生産率の低減は兎に角貯蓄の餘地を剩さざりき、其の後此の狀態は漸次變化し歐羅巴に於ける生産の恢復は安全の觀念の増大すると共に貯蓄心を再生せしめ資本の國際的移動を刺戟せり、是等の發達は尙不充分乍ら常規的の資本供給を復舊したり、こは金利が或國殊に中央歐羅巴に於て一時示したる過度の高率より低下して更に常規の利率に近づける事實に依り證明せらるる所なり、金利低下の速なりしは或る程度迄は漸次増大しつつある資本移動の自由の反映なり。

一一 同様に國際商業に付ても戦争直後の狀態は常規の貿易關係の回復を許さざりき、從て諸國は通商に對して極端なる制限を課したるも爾來其の多くは實質的に除去せられて（第十九節に於て論すべき關稅並に其の他の障壁を除外して考察すれば）今日通商の自由は大に回復せられたり。

一 然れども戦後の歐羅巴の新經濟狀態は幸にも一時的性質を有する數種の特徴を有すると共に又將來相當の期間變更せざるべき特徴及永久的と看做すべき特徴を有す、從來公衆の注意を殆ど獨占したる財政上及經濟上の一時的困難の消滅したる爲今や吾人は世界の經濟狀態に於ける更に根本的の變化を識別研究することを得るなり、千九百十三年の狀態を徒に追ふことに依りて斯くの如き問題を解決せんと試むるは徒勞に終らん、新狀態に面しては新救濟方法を發見せざるべからず。

一三 永久的變化には前述の如く戦争の直接の結果たるものあり、例へば戦後歐羅巴の交戦國には財政的困難あり、此の財政的困難は他の多數の國にも及び之を除去するには數十年を必要とすべし、多數の國に於ては戦時債務に對する毎年の莫大なる負擔に加ふるに交戦國は何れも多年の間戦争恩給に對する財源を發見せざるべからず、是等の負擔は現今世界諸國の財政の一大負擔たる軍費に加算せらるゝものなることを忘るべからず、從て歐羅巴に於ては租稅負擔率は恐らく尙多年の間千九百十三年よりも大なるものあるべし。

一四 尙戦争より生ずる對外債務は國際經濟上の意義を有す、此の對外債務は或る國家の蒙りたる對外投資の喪失並に其の多數が外國に於て起したる新募債と共に戦前の諸國間の公私の債務關係を變化し結局國際貿易の分配及方向の變更を招來する一要因と爲るものなり、何となれば一國の他國に對する貸借關係の最終決算は物品及勤勞を以て爲さるゝものなればなり、但し右は債務者の物品及勤勞が必然債權者に直接移轉せらるべしと云ふ意味には非ず。

一五 産業分配、商業政策及通商に影響を及ぼす他の一の變化は移民の衰頹とす、此の事實は諸國民の自然的増殖に大差あるの事實と結合して民族の相互間の運命に變化を齎しつゝあるが如し、領域及天然資源に比し過度に増殖する人口を有する國は其の産業上の活動を熾烈にし又他國をして原料品に付て自由政策を採用せしめんと欲するものなり、歐羅巴に關する限り移民問題は大陸諸國間の變態的出稼に依り部分的且一時的に解決せられ居れり。

一六 然れども會議の調査に依り明と爲れる變化の中には必しも全然戦争の結果のみに歸するを得ざるものあり、歐羅巴の輿論は戦争が二十世紀の初頭に開始せられ居たる世界の變化を促進したるの事實を諒解しつゝあり、他の諸大陸が歐羅巴のみが製造し得たる製造品に代へて喜んで原料品を供給したる一世紀（第十九世紀）後注意深き觀察者は千九百五年若は千九百六年に於て（亞米利加國に於ては恐らく二十年早く）前記諸大陸の歴史に一新章（其の主なる特徴は自國の製造工業を設定せんとの努力にあり）の將に開かれんとしつゝありしことを認むるを得たりしならん、戦争は歐羅巴と他の諸大陸間の外國貿易を制限し其の方向を轉ぜしめ依つて此の發達を大に刺戟したり。

一七 此の新事態に直面するに當り歐羅巴は頗る不利の條件を附せられ居れり、其の一時的困難に付ては既に述べたり、他に諸國の國內經濟に大なり小なり影響を及ぼす困難あり、通貨の混亂は殆ど一切の國に於て各種生業に於ける賃金、各種商品の價格及賃金と物價との關係の不衡平を來し同時に是等事態の調整は勞働爭議を時に依りては社會的大變化を招來したり、是等の事項は會議の範圍外にありと雖も現今の經濟界の混亂の原因を説明せんとするに當りては看過するを得ざるなり。

一八 尙歐羅巴は國際的問題に依りても不利の條件を附せらる、其の經濟的地位を回復せんとする努力は産業の合理化及諸國の經濟的努力の調整を必要とするものなり、今日歐羅巴が一の經濟的單位として組織せらるゝの可能性は戦前より少きことを認めざるべからず、之一面、戦争の自然の結果にして今日に至つて漸く消滅しつゝある過度の經濟的國家主義に基き他面、或る種の國境變更の經濟的結果に基くものなり、此の國家主義及國境の變更は其の結果産業計畫の重複と歐羅巴諸國間に於ける勞働分配主義適用の失敗と爲りて現れたり、新歐羅巴を構成する多數國間の通商の常規的運行は甚だしく阻止せられたり、戦前の市場にして今は喪失せられたるものあり且到る所新なる捌口を求むるを必要としたり。

其の他大陸との通商關係に於ても其の内部的通商關係に於ても歐羅巴は現状の下に於て今日以上の通商貿易の自由を必要とす、現状に於ては此の自由は今尙實際上戦前より小なりと云ふべきが如し。

一九 會議の書類は世界の關稅狀態を示し居れり、戰爭直後課せられ其後大部分除去せられたる極端なる障礙に付ては前に述ぶる所ありたり、然れども今日歐羅巴は依然として千九百十三年よりも高率、より複雑、より不安定、より多數なる關稅率を有す、加之歐羅巴は通商條約の舊型を恢復するに成功せず交渉開始前に掛引の爲に立案せられたる關稅率を実施するの慣習を發達せしめたり、若し屢々發生したる如く是等の關稅率に付何等かの協定を遂ぐることを能はざる場合には關稅障壁は以前よりも高き儘殘さるゝならん、最近三年間の傾向は關稅率の増加の趨勢を示し且引上げられたる稅率は締結せられたる通商條約に依り平均せられざりき。

二〇 之會議が討議することを要求せられ且之に對し各種委員會の報告書に含まるる勸告を呈出せる事態の主要なる特徴なり。

第二 商 業

一 序 言

會議討議項目の定むる商業に關する「プログラム」は國際貿易の最重要なる方面に關する多數の問題を包含す。

何れの問題に付ても會議に呈出せられたる事實及證據より見て各國の商業は今日他國の設定せる障壁に依り妨害せられ其の結果一般安全に甚だ不利なる事態を生じつゝあること（歐羅巴に於て殊に然り）明なり。

問題の多岐に互り、理論の相異し討論參加國の適法なる國家的感情ありしに拘らず一の重要にして極めて意を強ふるに足る事實明と爲り而して其の後會議の事業の進行するに従ひ其の事實は益々明白と爲れり、此の事實とは本會議をして何等かの方法に依り新時代（此の時代に於て國際貿易は不當に其の途上に横はる一切の障壁を打破し同時に

世界經濟の健康の兆にして且文明發達の必要條件たる彼の一般向上的傾向を再び取るべし）を確然と劃せしめんととの滿場一致の希望なりとす、之に劣らず重要な第二の事實は各國が其の國家的經濟利益の爲に執りし手段の間に發生する相互的反動なりとす、諸國に於ける關稅保護率を均等にせんとする傾向、通商條約交渉中其の地位を改善せんと各國の希望、特に有害なる關稅手段に對し報復手段を執らんとする衝動、産出國に於て制限せられたる結果品不足と爲りし物品を自國の消費の爲に留保せんとする傾向、運輸及信用に關する競争に付衡平なる條件を保持せんとする焦慮、時あつては實例の單純なる感染等總て是等の事情は或る一國が執れる一切の經濟的手段をして殆ど必然的に他の總ての國家の政策に反應せしめたり。

抑々嚴格なる意義に於ける國家主義的政策は唯に之れを行ふ國民に有害なるのみならず尙其の他の國民にも有害にして其の目的を達すること能はざるものなり、從て會議の闡明したる新心理狀態が速に實際的效果を齎すが爲には其の實行案は何れも諸國民の平行的若は協調的行動を要素とせざるを得ず、然る時は各國は其の讓歩を要求せらるゝ場合には他の諸國に於ても之に應ずる犠牲を提供するものにして従つて其の間の衡平の保たるゝことを曉り其の個人的立場に顧み且會議の立案せる一般計畫の成功の爲に提議せられたる手段を承諾することを得るならん。

勿論此の點に付ては一切の誤解を避くるをよしとす、假令協同行爲は必要缺くべからざるものとするもそは不幸にも其の性質上弛緩なり、諸國は之を理由として各自の義務と爲るべき手段の實行を延引するの口實と爲すべからず、却て斯くの如き手段こそ將來何時かは其の效力を完成すべき共同事業の最堅固なる根底を構成するものなり。

戰爭及其の結果に依り爲替相場を破壊せられたる諸國の通貨は概ね安定せられたるを以て常規的通商制度へ復歸するが爲に既に一步は進められたりと云ふ可けれども會議は爲替相場の安定が國際貿易復興の主要條件の一を構成することを確信するを以て此の方面に今一段の進歩を見んことを切望して已まず。

以上述べたる所は吾人が總ての國民の心裡に感銘せしむるに努めざるべからざる根本的思想なりとす、此の思想にして諸國民の心裡に感銘せらるる際には彼等は今後企圖せらるる事業の性質を適當に教へられ重要な國家的利益の尊敬せらるべきことを充分に保證せらるるときは其の政府を助けて會議の決議を直に實行せんとする政府の有意義なる難事業を助長するならん。

二 通商の自由

通商の自由なる一般項目の下に集められたる各種問題を討議することを要求せられたる會議は以上述べ來りし所に従ひ輸出入禁止制度及時々國家企業に與へらるる特權を排斥し且外國人竝に外國會社の商業上の活動の實施に關し更に自由なる政策を採用せんことを勸告せり。

其の討議の結果たる提議は左の如し。

一 輸入及輸出の禁止及制限

會議は國際貿易の現實の自由への復歸が世界繁榮の主要條件の一なることを確信す。

戰後數年の經驗は輸出入の禁止竝に之より生ずる專斷的慣習及隱蔽せられたる差別待遇が物品及資本の流通の途上に置かれたる一切の障壁と共に常規的競争を妨げ或る國の重要な供給品竝に他の國の等しく重要な市場を危殆ならしめ生産、分配、消費の人工的組織を招來し爲に慨歎すべき結果を生ぜしめたることを明にせり、而も經驗に徴するに是等の手段は豫期せられたる財政的利益又は社會的利益に依り前述の害惡を補ふことを得ざりき。

從て世界通商の回復及其の將來の發達の爲には諸國政府が自國竝に他國の利益を害する經濟政策を拋棄すること肝要なり。

若し千九百二十七年十一月十四日招集の外交家會議の結果として諸國政府が國際聯盟經濟委員會が輸入及輸出の禁止及制限問題に付準備したる草案に基く條約を採用し尙右草案附屬説明書に列記せられたる主義及本問題に關する萬國商業會議所の提議を考慮するに至らば此の方面に於て一大進歩を遂ぐることを疑なしと云ふべし。

然れども右條約の承諾にして單に形式に留まり又其の規定にして輸出税、輸入許可量の制定、不當なる衛生規則の強行及其の他の手段に依り無効と爲さるる場合には此の目的は到達せらるることなかるべし。

從て會議は左の諸項を勸告す。

- (1) 國際聯盟經濟委員會の準備し聯盟國及主たる非聯盟國に提出せられたる輸入及輸出の禁止及制限廢止に關する國際條約案が其の説明書と共に千九百二十七年十一月十四日招集の外交家會議の基礎として極めて満足すべきものなること及右條約案が最大多數の國家をして協同行爲に依り總ての國の生産及貿易の回復及發達に好都合なる事態を招來するを得しむべき一般協定に速かに誘導する爲に利用せらるべきこと。
- (2) 尙右草案に定められたる原則の適用が輸出税、輸入許可量の制定、衛生規則及其の他の手段にして特殊若は緊急の事情の爲正當とせられざるものに依り間接に破られざること。
- (3) 尙是等の原則の適用が資本流通の自由に對する制限(例へば輸入商品の代金支拂の爲にする外國爲替の購入若は輸出を阻むが如き爲替相場管理制度を含む)に依り間接に破られざること。

二 國家企業と個人企業との商業上の平等

會議は諸國政府中政府が商業、工業、銀行業、海運業若は他の企業の管理若は支配に参加するに當り其の主權を理由として是等企業の爲各種の特權、免除若は他の利益を要求し又時には國際禮讓を理由として他國より同様の利益の許與を確保したるものあるの事實を考究したり。

會議は是等の利益が之を享有する企業に同種の個人企業に比し不當に有利なる地位を與ふることを確認するを以

て右利益は相並んで營まるる企業の間差別を設くるものにして自由競争を毀損するものなることを宣言す。
従て會議は左の事項を勧告す。

政府が何等か商業、工業、銀行業、海運業若は他の企業を營み若は管理する場合には政府としての資格に於て且此の種企業に参加する限り何等主權者としての權利、特權、租稅若は同種の個人企業の負擔する他の責任の免除を享有するを得ず、但し本勸告は平時に於ける普通商業上の企業にのみ適用せらるゝものとす。

三 國際貿易に關する法令規則

會議は國際聯盟經濟委員會及萬國商業會議所の稅關手續の簡捷、手形法統一、商事仲裁の國際的發達及商業上の不正慣習の廢止に關する事業が繼續せられて速に一般的解決を得ることの重要なを認むるものなり。

従て會議は左の事項を勧告す

速に一般的解決を得る爲に國際聯盟經濟委員會は稅關手續の簡捷、手形法統一、商事仲裁の國際的發達及商業上の不正慣習の廢止の目的を以て試みられたる調査を繼續すべきこと並に國際聯盟及諸國政府は是等の事項に關し既に締結せられ又は將來締結せらるゝことあるべき條約の加盟國を増加する爲に必要な一切の手段を取るべきこと。

前記の勸告に關し會議は個人の商事契約に於ける仲裁條項の國際的承認に關する千九百二十三年九月二十四日の議定書の效果は斯くの如き仲裁判定の執行を確保する規定を設けざる限り充分に實現せられざるべしとの意見を有す。

従て會議は左の事項を勧告す。

國際聯盟理事會は商事問題に關する仲裁判定の執行を規定する議定書に署名せしむる爲速に之を諸國に提出す

る様手段を講ずべし。

四 他國領域内に居住することを許可せられたる一國の人民及會社の經濟上及租稅上の取扱

一國の人民商會若は會社にして他國の領域内に於て其の商業、工業若は他の職業に従事することを又は居住することを許可せられたるものに對する法律上、行政上、租稅上及裁判上の保證を與ふことは諸國民間の經濟的協力の必須條件の一なり。

會議は國際聯盟及萬國商業會議所が本問題に付既に成就したる重要な事業を認むると同時に其の結論が國際聯盟の適當の機關に依り外國人の地位を決定し外國人と内國人との間の不正なる差別を廢止し及二重課稅を豫防する最善の方法を決定する爲の外交家會議に附議する目的を以て考慮並に整理を加へられんことを望む右會議の目的は國際協定の作成にあり。

然れども右外交家會議が本問題を全部的に解決する以前に於て衡平なる相互主義を規定し且前記根本方針を基礎とする二國協定は現状の改善に資するところ大なるものあるべし。

従て會議は左の諸項を勧告す

イ 國際協定の締結を見るに到る迄國際聯盟經濟委員會及萬國商業會議所の既に成就したる事業を基礎とせる二國協定を結び經濟的見地のみならず法律上及租稅上の見地より外國人の地位を決定すべきこと。

ロ 同様の精神及同様の目的を以て國際聯盟理事會は國際協定作成の爲に外交家會議の會合を準備すべきこと。

ハ 會議に附議せらるべき是等の協定及條文起草するに當り左の諸點に付特に留意すべきこと。

- A 居住、開業、移轉及往來の條件に關し内國人民と其の國に許容せられたる外國人との間の待遇の衡平
- B 外國人及外國企業が商業、産業及其の他一切の活動を營むの條件

- C 右外國人及外國企業の法律上の地位
- D 右外國人及外國企業の租税上の地位

三 關 稅

關稅問題は形式的見地より見るか實質的見地（輸入税の現在の額より見る）より見るかに従ひ異なる二面を有す、後者は通商條約問題に直接關聯し居るを以て商業政策一般問題と共に後に論ずる所あるべし。

前者に付ては會議は關稅率を出來得る限り簡單ならしむること（殊に不當の細別を避くることに依り）の有益なることを認めたり、尙會議は關稅の組織的分類法（本分類法の使用は各政府の個別的手段に依り確保せられ且二國間又は多數國間の協定に依り規律せらるべし）の制定を提議し長期の通商條約の締結等の方法に依り關稅率を安定せしむるの緊急事なることを主張し關稅の賦課に際し最大の衡平を確保する爲の規定を概括し稅關手續の基礎たるべき原則を定義し最後に千九百十三年十二月三十一日附貿易統計に關する國際事務局の設置に關する協定を出來得る限り實施せんことを勸告せり。

一 關稅率の簡單化

會議は關稅項目の激増及各項目細別の過多が多くの場合に國際商業の發達を甚しく阻害するを以て諸國は出來得る限り此の慣習を回避すべく且諸國は右慣習が會議の提唱する分類法の制定を困難ならしむることを考慮すべきものなりと思考す。

會議は商品の性質に關係なく單に原産地を異にする商品の間に差別を設けんとする關稅率細別を避くることを最も必要なりと信ず。

二 關稅分類法の統一

關稅を納付すべき物品の分類法を一定することは關稅適用を衡平ならしめ其の徵集を平易ならしむるに缺くべからざるものなるのみならず尙無稅品の交易にも貢獻する所あるべく又貿易統計の改良の根底を爲すものなり、總ての國の關稅分類法が出來得る限り製造品の現在の型及び其の一般に通用する商業上の名稱（必要なる場合には其の科學上の名稱に依り追補すべし）に該當することは國際商業にとり最も重要なり。

關稅分類は出來得る限り客觀的のものたるべく差別を設けて他國の利益を害し又は特別稅率を設けて他國の利益を計ることあるべからず。

製造の段階又は商品の各種の型に基く組織的分類法のみが經濟上若は租稅上の理論に完全に適合するものにして一國が其の國民經濟の觀念に従ひ或る種の產品に與ふべき保護の程度を決定する手段は分類法に非ずして上記の各段階若は型に附與せらるゝ關稅率に外ならざるなり。

從て共通の分類法の採用は國際貿易の妨害と爲ることあるべき紛争問題を除去するに寄與する所大なるものあるべし。

從つて會議は左の諸項を勸告す。

- イ 國際聯盟理事會は關係生産及び商業團體と協力して總ての種類の物品を包含する一般計畫に準據する組織的關稅分類法を制定するに適當なる手續を起草することを發議すべきこと。
- ロ 各種物品の間に選擇を爲し又優先順序を定め最も容易に共通分類法を適用し得べき種類の物品より始めて漸次に共通分類法を完成すべきこと。

ハ スくの如くして得たる共通分類法は其の作製の各段階に於て之を各國政府に呈出し然る後關係生産及び商業團體に之を通知すべきこと及び右通知には關稅分類及び各項目の排列の基礎たる原則の説明を附加すべきこと。

ニ 前項に規定する調査及び諮問の結果分類法全體の制定前生産の重要な部門に付共通の分類法を採用すること可能なりと思考せらるゝ場合には右分類法の採用を外交家會議若は他の方法に依り各國政府に提議すべきこと。

ホ 二國協定若は多國間の協定若は其の他の方法に依り諸國政府が右共通分類法の適用を約し其の商品の税關通過の方法及び關稅徵收の方法を右共通分類法と融和せしむること。

ヘ 共通分類法を採用したる諸國政府は專斷的若は差別的分類の適用に依り本共通分類法の價值を害し第三國の利益を毀損せざるべきこと。

ト 前諸項の規定に拘らず實際上諸國は其の關稅率に右共通分類法の總ての細別を採用するの義務なきこと但し其の使用する項目に於ては共通に決定せられたる分類及種類に關する諸原則に従ふべきこと。

チ 分類法に關し諸國の爲したる約束の實行を確保する爲國際聯盟は右約束の性質上採用し得べき公告、通知、調停若は仲裁手段を提議すべきこと。

三 關稅率の安定

諸國間の恒久的通商關係の設立發達を阻害すること最甚しきは關稅率の不安定なり。

此の不安定の主なる原因は一面、關稅が紙幣を以て支拂はるゝ今日爲替相場の不安定なること他面、諸國が關稅自主權を有する結果通商條約を締結せる諸國に對しても其の關稅を變更し得るの事實に存す。

從て會議は左の諸項を勸告す。

イ 關稅を屢々又は突然變更するときは通商關係を不安定ならしめ且既に取結ばれたる契約の實行に關し重大なる困難若は紛議を發生せしむるを以て諸國は其の關稅率を屢々又は突然變更することを避くべきこと。

ロ 通貨の安定未だ充分ならざる場合には關稅は金貨本位にて之を課すべく又は關稅の負擔工合を定期に公定物價

指數を基礎として調整（本調整は豫め定められたる日に且負擔歩合の變更が關稅の相當の「パーセンテージ」を示す場合にのみ之を行ふべし）すべきこと。

ハ 通商條約に於て關稅の固定に依り又は通貨の安定不充分にして關稅の固定其の物を許さざる場合には關稅の負擔歩合を調整する何等か他の方法に依り與へらるゝ安定の保證を出來得る限り廣く用ふべきこと。

ニ 諸國は出來得る限り長期通商條約を締結すべく且此の點に關し戰前大多數の國の實行したる政策に従ふべきこと。

四 關稅の適用

國際經濟會議は從價税と從量税との長短に關し意見を發表するを好まざれども諸國が一切の場合に其の衡平なる適用を確保するに努むべきことを希望して已まず。

從價税の場合には原産國に於ける市價の眞價若は水準又は輸入國に於ける同様の產品の評價に關し屢々紛争を生ず。

從量税の場合には主たる困難は特定の物品に適用すべき關稅項目の不確定に基くものとす。

從て會議は左の諸項を勸告す。

イ 從價税の適用若は稅率の變更に關する調査研究は關係商業の利益及諸國民間の商業上の好意の維持を充分尊重して組織管理せらるべきこと、審問手續若は專斷的方法を含む調査若は審査は之を避くべきこと。

ロ 諸國は關稅の適用に付て紛争ある場合に行政若は普通裁判所（輸入業者は裁判所に於て審問せられ又は證據提出若は必要な鑑定人に依る鑑定に依り其の利益を擁護することを得）に對する抗告に依る衡平なる手續を規定すべきこと。

ハ 諸國は關稅法規及出來得る限り通商條約中の明確なる規定に依りて通商の維持及發達に缺くべからざる安定を設定せんが爲關稅適用上の困難を制限するに努むべきこと。

五 稅關手續

稅關手續簡捷に關する國際條約の同様の規定に従ひ會議は左の諸勸告を提議せんと欲す。

(1) 領事館手数料は收入の一財源たるよりも寧ろ金額一定且實費を超過せざる課金たるべきこと、專斷的又は不確定の領事館手数料は課金の増額(時に依りては豫期せられざる)を招くのみならず通商上不當の不安定を來すものなり。

一般條約成立せざれば諸國は此の點に關し其の通商條約中に相互的保證を規定せんことを望む。

(2) 會議は稅關手續簡捷に關する國際條約第十四條に對する附屬書に含まるる諸勸告に對し注意を喚起し輸入業者若し輸出業者が稅關罰金に對し特に明に筆の誤なる場合に課せらるることあるべき罰金に對し抗告を爲すの權利を有することを規定する明白なる保證を加ふることを勸告す。

(3) 會議は千九百二十三年十一月三日壽府に於て締結せられ今や二十五ヶ國間に有效なる稅關手續の簡捷に關する條約の下に稅關規則の既に爲したる進歩の價値大なることを認め左の諸項を勸告す。

(a) 未だ右條約を批准せざる國又は其の規則を右條約中に勸告せられたる自由主義と一致する様調整し居らざる國は出來得る限り速に之を批准すべきこと。

(b) 締約國は右條約の規定を出來得る限り一般的に適用すべきこと。

左記の勸告を會議の最終議定書に記入すべきこと。

(4) 「會議は經濟委員會が虚偽の稅關申告及積荷證書の使用廢止を目的とする提案を有する事實を通知せられたる

が同委員會の調査の結果を豫想するを好まざるを以て會議は其の國際貿易の一切の不正慣習に反對なることを明白にせんと欲す」

六 貿易統計

會議は共通の分類法を採用して統計の相互比較を可能ならしむることの價値あるを知り武府に貿易統計國際事務局を設置せる千九百十三年十二月三十一日附條約の下に此の方面に多大の進歩を見たることを認むるものなり。

會議は右條約の規定に基く國際協力は會議が先に勸告したる共通の關稅分類法(尙本分類法にして採用せらるゝ際には貿易統計の統一に好結果を與ふべし)の適用を目的とする國際約定の實現を準備するものなりと信ず。

從て會議は左の諸項を勸告す。

(1) 千九百十三年十二月三十一日附條約に署名し未だ之を批准せざる諸國は出來得る限り速に之を批准すべく且之に署名せざる政府は之に加盟すべきこと。

(2) 締約國は武府事務局が右條約に依り其の出版を委任せられ居る比較統計の編纂に必要な材料を出來得る限り速に供給すべきこと。

四 商業政策及條約

商業政策の方面に於ける會議の研究の主要なる結論は關稅の増率を停止し左の三方法に依り之が増率の傾向を逆轉せしむる時機既に到來せりと云ふにあり。

(1) 各國の其の關稅率に關する個別的行動

(2) 適當なる通商條約の締結に依る雙方的行動

(3) 過度の關稅率に依る國際貿易の障礙を除去若し低下して衡平なる基礎の上に國際貿易の擴張を奨励することを

目的とする調査に依る協同行爲

輸入税問題に附隨して時に附加せらるることある租税上の負擔（本附加は自國生産に對する隱蔽せられたる保護たるべからず）の問題あり、之と同じく會議は原料品及消耗品の流通の自由が輸出税に依り不當に妨げられざるべきこと及輸出税に付其の國庫の必要に應ずる爲に賦課せらるゝと例外的若は緊急の事態に應ずる爲に賦課せらるゝとを問はず外國間に差別の設けられざるべきことを希望す。

最後に通商條約は最廣汎にして最自由なる形式を有する無條件最惠國條項を規定すべく且國際聯盟に對し最惠國條項に關し明白なる一定不變の原則を設定し又通商條約に共通の規則を挿入するの可能なりや否やを考慮せんことを求む。

一 關稅率

關稅の現狀

會議の書類及代表者の陳述は世界が戰爭の結果より回復すること不當に遲延し且各國の外國貿易は程度の差こそあれ何れも通商に對する現存の障壁に惱まされ居ることを明にせり。

會議は戰爭直後盛に行はれたる甚だ有害なる障壁の中には既に除去せられたるものあることを認むるを喜ぶものなり、今日迄に實現せられたる世界貿易の回復は一部其の功に歸せざるべからず然るに近年増加の趨勢を示したる關稅率は現在に於ては大部分戰前よりも高く遂に貿易に對する主要なる障壁の一と爲るに至れり、而して關稅率の増加は概ね製造品に對する關稅に付て行はれたり。

歐羅巴に於ては本問題は多數の國境を變更し關稅單位を二十箇より二十七箇（其の全部が國民經濟の獨立を獲得せん）と努め關稅障壁に依り之を防禦しつゝ（あり）に増加したる政治的變化に依りて一層複雑と爲れり

加之多くの場合は等關稅率の貿易に及ぼす有害なる影響は關稅率の不斷の變更に依り益々激烈と爲り而も諸國は此の状態を長期の條約に依り改善するを得ざりき。

原因

此の状態は大部分戰爭より發生せる變態的事態に處せんとする希望に基くものなり例へば多くの關稅は通貨下落の國より流入する物品の阻止策として引上げられたり、經驗に依るに如何に速に關稅に操作を施すとも貨幣の不安定より來る急速の變化に應ずるに足らず、斯くの如き企は通商上の新困難の一因にして夫れ自身亦不安定の一因たり、尙貨幣の下落しつつありし諸國に於ても下落を停止せしむる爲輸入を防ぐ目的を以て稅率の引上を爲したり、最後に貨幣下落の後其の價格の回復を見たる場合紙幣にて支拂ひ得べき關稅にして紙幣増發中引上げられたるものが貨幣の價格回復後之に應じて引下げられざること往々にして之ありたり、是等の通貨不安定の状態は大部分過去の事實と爲りたれども之に應ずる爲特に使用せられたる關稅及他の手段は未だ全然消滅せりと云ふべからず。

歐羅巴及其の他の大陸に於ける關稅を現狀に導きたる第二の原因は諸國が關稅に依り既存の工業又は最近設立せられたる工業に關稅上の保護なくしては保有し得ざる規模を維持せしめんと欲したるの事實なり、是等の工業は戰爭中の變態的擴張の結果として或は其の貧弱なる資源に照し正當とすべからざるが如き經濟的獨立を得んとする諸國の希望の結果として或は捌口を失ひたる過剩勞力に仕事を與へんとする諸國の希望の結果として擴張せられて現在の規模に達したるなり。

此の生産能力の増加は物質的の必要に付ても購買力に付ても其の國の生産消化力を超過すること屢々にして其の結果として不使用設備は生産費を大ならしめ（借用資本を使用せる場合殊に然り）又は設備全部を利用し且使用資本に或る利潤を與ふる爲外國市場に眼を轉じ國際競争を激烈ならしむること必要と爲りたり。

工業能力過剩問題を解決せんとの希望は概ね關稅障壁（其の保護の下に投資せられたる富の増加及國民勞働の充分なる收益を生ぜしむべき國民經濟の獨立の實現を目的とす）に依り内國生産に對し内國市場を留保せんとの計畫に誘導せり、此の自給自足を實現せんとの努力は國家の面積、天然資源、經濟的能力、地理的地位より見て正當ならざる限り其の成功は得て望むべからず、之を達し得べき國は世界に極めて少し、一部のみ使用せらるゝ設備の人工的增加は單に非經濟的費用の多き生産を意味するのみならず既に減少せる世界の資本能力の浪費なり實に此の人工的增加は近年金利が變態的に高率を維持したる諸因の一たりしなり、不當に高率なる關稅が維持せらるゝ限り此の資本の不經濟なる使用は繼續し且健全なる政策への復歸を妨ぐる既得權を増加するものなることを附言せざるべからず。

尙高率の關稅は體制の如何を問はず多くの場合少くとも最初は通商條約交渉の掛引上賦課せられたるが其の後交渉の結果適當の變更を加へらるゝことなかりし爲關稅障壁は通商條約交渉以前よりも高き儘に残され今日に至れるなり、此の弊害は甚だしきは通商條約交渉前より關稅戰爭の爲の高率を施行する戦後の慣習の爲近年益々激烈と爲り其の結果屢々既得權は其の間に成長して初め豫想せし稅率低減を不可能ならしめたり。

關稅率交渉に關する議論に加ふるに豫算上の理由を以て高率の關稅賦課を正當なりと主張するものあり、然れども一國豫算の衡平にして高率なる關稅の上に立つものとせばそは甚だ危き基礎の上に立つと云はざるべからず、蓋し高率の關稅は輸入減少を來し從て關稅收入の減少を意味するものなればなり、加之過度の關稅に依り刺戟せらるる密輸入は其の結果國民の徳性を破壊すべし。

戦後の關稅の過度の高率を正當ならしむる理由として屢々國防に必要な産業保護を提出したるものあれども此の議論は主義としては價值あるにせよ屢々經濟上の目的を隱蔽する爲に濫用せられたることを否むべからず。

最後に過剩勞働力を有する或國は其の關稅保護を人口論を以て辯護したり。

戦後の過度の保護主義を招きたる原因及思想を列擧するに當り國際經濟會議は保護主義及自由貿易主義の根本原則を是非せんとするものに非ざることを茲に附言するものなり。

商業政策論

諸國をして其の經濟生活並に其の國際經濟關係に均しく有害なる立場を採るに至らしめたる思想に對照し此處に國際通商自由主義への復歸を要求する理由を掲記するの必要あり。

世人は人工的工業（人工的刺戟なくしては其の國に於て繁榮せざるべきもの）を刺戟せんとするは自然的に其の國に最適合せる産業の發達を妨ぐるものなることを看過せり、諸國は政治上若は他の理由に依り自給自足の發達が其の安全の爲必要なることを決定して可なれども會議は此の事實が多くの場合物質的繁榮を犠牲にするものなることを指摘せざるを得ず、斯かる場合には損失は消費者（保護産業の産品に對し高價を支拂はざるべからず）及右政策の行はれざる場合に更に多く輸出せらるべき産業に従事せる者の負擔に歸するなり。

歐羅巴の通商上の慣習を分解すれば過度の保護主義を主張する者は輸出を増加するよりも輸入を妨ぐるが常に有利なりとの謬論を懐けるものなることを知るべく尙輸出にして増加すれば生産及國民收入は同様に増加するものなること、關稅率の爲に輸入減少すれば物價の騰貴は輸出の可能性のみならず其の國の消費能力をも減少するものなることを看取すべし。關稅に依り拒否せらるゝ輸入の一部のみが内國生産により填補せらるゝものなり、國家の生産及消費能力を減退せしむる過度の保護主義は結局に於て其の目的を破るものと云はざるべからず。

場合に依りては過度の輸入税は内國に於て甚しき利益を得しむる結果輸出を非經濟的に刺戟し爲に外國市場に於て人工的に競争を發生せしむることあり、此の慣習は市場の混亂及諸國間に於ける經濟的紛争を生ぜしむる最危險

なる原因の一なり。

以上は或國を貧乏にし又は其の經濟的復興を妨害したる主要なる幻想及最危険なる慣習の事例なり。

會議は關稅障壁の除去若は其の實質的の減少は之を急激に行ふ時は經濟界の混亂を伴ふべきを以て諸國政府は既に過去の事實と爲れる混亂を對象として課せられたる關稅より初め順次に是等の障壁を除去若は減少せしむる案を準備すべきものなりと思考す。

諸國の輿論が歐羅巴の現行制度の結果を諒解するに至らば諸國政府は直に前記の方策の實行に着手するを得べきなり、然れども前記方策にして諸國間の協同行爲の結果として實行せらるゝならば其の實行は頗る促進せらるゝところあらん。

之會議が其決議中に二國條約が出来得る限り其の主義に調和する様努むべきことのみならず尙國際聯盟の經濟的團體に依り關稅事項に關して聯盟國及非聯盟國が採用し得べき共同手段及右諸國の到達し得べき相互協定の組織的研究をも規定せし所以なりとす、關稅率に關し上に示したる諸論點は特に工業及商業の見地より爲したる研究に基くものなるも右は國及目的により程度の差こそあれ農業にも亦適用し得るものなり。

結 論

生産及商業に對する有害なる影響は多數國に於て適用せらるゝ高率にして且變轉極りなき關稅率に由來するの事實に顧み

經濟狀態の實質的改善は國際通商の便を増すに依り獲得せらるゝを以て

關稅率は各國の主權の範圍に屬せども純粹に國內的利益にのみ關する事項に非ずして大に世界貿易に影響するものなる事實に顧み

戰爭後關稅増率及他の貿易障壁を招致したる原因の中或るものは既に消滅し他は今や減少しつつある事實に顧み會議は關稅増率を停止し關稅低減の方向に進むべき時機到來せることを宣言す。
會議は左の諸項を勧告す。

- (1) 諸國は戰爭より發生する混亂の結果を對象として課せられたるものより初め、貿易を甚しく妨害する關稅障壁を除去若は減せしむる爲直に手段を執るべきこと。
- (2) 諸國は此處に述べたる目的の達成を確實ならしむべき主義及條件を以て通商條約の締結に着手すべきこと。
- (3) 將來關稅戰爭用の關稅率若は國定稅率に依りて交渉前に掛引上の目的を以て制定せられたる過度の關稅率を實施するの慣習を放棄すべきこと。
- (4) 國際聯盟理事會は其の經濟的團體に命じて會議の闡明したる諸原則に基き過度の關稅率が國際貿易に及ぼす障壁を除去若は減少せしむることに依り通商の衡平待遇を増進する目的を以てする各國の前三項以上の行動の可能なりや否やを調査せしむべきこと。

右調査に當り經濟的團體は非聯盟國を含む各國政府の代表者と諮り且必要なる限り商業、工業、農業及勞働を代表する團體と諮るべきこと。

右調査の目的は生産者及勞働者の正當なる利益獲得及消費者の其の消費能力増加に關する正當なる利益に適當の注意を拂ひつつ衡平なる基礎の上に國際貿易の擴張を計るにあるべきこと。

二 輸入品に課せらるゝ財政上の負擔

會議は輸入品に内國消費稅、入市稅、流通稅、操作稅（同一種の内國產品に對しては全然課せられざるか又は同程度に課せられざるか）を課すること盛行はれつつあることを遺憾とす。

會議の意見に依れば諸國が外國產品に對し同一又は類似の內國產品に對するより重く課税して國際貿易に上述の如き障壁を設くるは正當ならざるなり。

物品が無税にて適法に輸入せられたる場合又は物品が關稅及附屬稅關負擔を納入したる場合には是等物品は適法に國產品化せられたるものと看做さるべく其の輸入後は內國產品と同一の待遇を要求するの權利あるべきものとす。

從て會議は上記の慣習に關し左の勸告を爲さんと欲す。

(1) 消費、入市、流通、操作に關する內國課税は同一方法又同一程度に一切の外國產品並に同一又類似の內國產品に適用せらるべきこと。

(2) 諸國は國產品に隱蔽せられたる保護を與ふる爲消費稅其の他の內國稅を課すべからざること。

三 輸 出 稅

會議は原料品流通の自由は世界商工業の健全なる發達の主要條件の一を爲すものなりと思考す從て原料品若は生産者の消費する物品に對する輸出稅は外國に於ける生産費又は生活費を増加し以て世界の富の地理的分配より來る自然的不公平を強むる傾向を有するが如し。

故に輸出稅は收入の緊急必要若は例外的經濟狀態に應ずる爲又は國家の生死に係る利益を確保する爲にのみ之を用ゆべく且諸外國の間に差別を設くべからざるものなり。

從て會議は左の諸項を勸告す。

(1) 原料品の輸出は輸出稅若は其の他の租稅に依り不當なる負擔を負はざることなく右課稅が國庫上の必要又は例外的若は緊急なる事態に顧み正當なる場合にも出來得る限り低廉なるべきこと。

(2) 何れの場合にも原料品に對する輸出稅は右原料を使用する外國の負擔を増加し精製品の生産に關し不當に劣等の地位に置かんことを特に目的として之を課すべからざること。

(3) 原料品に對する輸出稅は收入増加の爲に課せらるゝと例外的若は緊急なる事態に應ずる爲に課せらるゝとを問はず外國間に差別を設くべからざること。

(4) 上記の原則は消耗品に對する輸出稅にも之を適用すること。

四 通商條約

關稅問題は如何に重大なりとは云へ諸國間の通商關係の一部に過ぎず衡平なる基礎の上に自由なる發達を遂ぐるに必要な保證を國際商業に對して與ふる爲には諸國が長期の通商條約を締結し關稅及通商條件に關し公正且衡平なる待遇を保證することを必要とす、此の點に關し大戰は平易且有效なる國際關係を嘗て保證し居たる通商條約制度を破壊して慨歎すべき結果を招致したり。

戰後の制度は最初は平和條約又は極めて短期の二國條約に基礎を有したり。

加之通貨の激落、生産條件の差異、物價の混亂は諸國をして最惠國條項主義を放棄し又は其の適用に過多の制限若は條件を附し又は其の適用を物品の種類若は輸入許可量に限定せしむるに至れり、今日通貨は益々安定し經濟界は益々常態に復歸しつゝありて總て國は安定を望むこと愈々深く差別を忌むこと愈々甚し、衡平待遇を保證する長期條約の制度にして採用せらるゝならば世界の復興は一大飛躍を遂ぐべし。

此の爲には最惠國條項に最廣く且自由なる解釋を與ふること希望に堪へざる所なり、右は各條約に地方的需要に應ずる爲特別規定を挿入すると(是等の特別規定は明白に規定せられ別國の利益を害せざることと要す)兩立し難きものに非ず。

尙斯くの如き通商條約の締結は條約の根本觀念の相違に依り困難と爲り居ること否定すべからず、國に依りては關稅率及條約締結法とを相互依存するものと思ふた爲に不當に高き稅率は條約締結に反動し反對に條約締結は稅率を更に上騰せしめたることありき。

會議は是等の事實は諸國政府が出來得る限り廣汎にして永久的の條約を締結する爲及條約締結方法其のものを改善し其の標準を一致せしむる爲直に行動することを必要ならしむるものなりと思ふ。

(1) 從て會議は諸國政府が關稅及通商條件に關し無條件最惠國待遇を相互に許與することは諸國間の通商の自由、健全なる發達の必要條件の一なること及貿易の安定及安全の爲に右待遇が通商條約に依り充分なる期間保證さるべきものなることを確信す。

(2) 各國は如何なる場合に且如何なる程度迄右根本的の保證が各條約に規定せらるべきかを決定すべきことを認むると共に會議は最惠國條項の範圍及形式が最廣く最自由なるべきこと及明文規定又は解釋に依り右條項の弱められ又は狹められざることを勸告して已まず。

(3) 會議は國際聯盟理事會が經濟的團體をして前記勸告に規定せらるゝ調査に關して必要なる一切の議論、諮問及調査を行はしめ歐羅巴諸國に於て同一の關稅制度又は少くとも通商條約の共通の基礎並に關稅及他の課金に關する最惠國條項の解釋及範圍に關する明確不變の原則の總ての國に對する設定を保證するに最適する手段を提議せしめんことを勸告す。

(4) 然れども是等の勸告中に豫想せられたるが如く現に議論、諮問又は調査中のものあるの事實は現に進行中の通商交渉を後らし或は諸國が斯かる交渉を開始することを思ひ止まらしむることあるべからず。尙會議は通商條約の規定に充分の効果を與ふる最善の方法如何を考慮したるが大體締約國の其の約束を遵守せん

との善意は信頼し得べきものなると共に適宜の仲裁若は司法手續に訴ふるの可能性は屢々解釋若は適用上の困難を回避若は解決する方法を供するものなることを明にせり。

從つて會議は左の事項を勸告す。

(5) 諸國は其の通商條約中に條約の解釋若は實施に關する紛争問題を仲裁若は特に常設國際司法裁判所に附託すべきことを規定するの可否を考慮すべきこと。

此の關係に於ては會議は現在の裁判所規程が一切の事項に關し調査を爲し若は専門的意見を與ふる爲裁判所に専門家又は専門家團體を任命することを得しむるの事實を指摘せんと欲す、尙何時にても裁判所規程變更の問題と爲る場合には裁判所をして通商上の問題の取扱に關する特別部若は特別手續を設定するを得しむる爲其の機を利用するを得べしとの提議ありたり、會議は右提議に付て可否を明にするは其の權限に屬せざるが如く感ずるも之を國際聯盟理事會に移して其の考慮を求めんと欲す。

五 自國貿易及自國航海保護の間接手段

本項目の下に現はるゝ問題は貿易の發達に付て輸出入禁止又は關稅問題の如く直接影響する所なけれども可成重要にして其の會議の希望通り解決せらるゝときは他方面に於ける努力を援助すること甚だ大なるものあるべし。

會議は本項目研究中通商に對する直接間接の補助問題、「ダンピング」問題及反「ダンピング」立法問題に逢著せざるを得ざりき、然れども此の點に關し極めて多種多様の意見に接し會議は斯の如き慣習及手段の性質及其の不可避の結果に關し輿論を啓發することのみを以て満足せざるを得ざりき。

一 直接間接の補助金

戰後數年間諸國に於て行はれたる關稅障壁の擴張は國家補助金を下附するの傾向を伴へり、補助金下附は何れか

と云ふに世界經濟の變態的狀態に顧みて内國産業及其の輸出貿易を或る期間援助することを目的とせる資金許與又は損失保證の許與に依り間接に行はれたり。

補助金は或る事情の下に在りては貿易の自由を毀損すること關稅率よりも少しと雖も之に伴ふ隠れたる危険を看過するを得ず、此の慣習を行ふ國多ければ多き丈け他の諸國も此の例に倣はざるを得ざるが故に補助金は眞に外國貿易の常態復歸の障礙を構成するに至るなり。

會議は一種の姑息策に過ぎざる直接間接の補助金の眞の性質に付諸國政府の注意を求め且諸國政府が出來得る限り此の手段に訴ふることを回避せんことを希望して已まず。

二 「ダンピング」及反「ダンピング」立法

會議は「ダンピング」問題が自由關稅政策を採用する諸國にとり時に重要なことを認め消費者は「ダンピング」の結果として物價に關し一時的の利益を得るものなれども「ダンピング」が生産及商業界に不安定の事態を發生せしめ從て低廉なる輸入より來る一時的利益と比較に爲らざる有害なる影響を及ぼすことあるの事實を指摘せんと欲す。

右の議論は一國又は多數の國に於ける有力なる商會又は商業上の團體が他國の類似の産業を破壊し以て右他國の市場に於ける價格を引上ぐる爲に行ふ「ダンピング」にも其の儘之を適用するを得べし。

「ダンピング」は之を行ふ國に高率の輸入稅の存在するに依り容易ならしめらるゝことと「ダンピング」は輸入國に於て高率の防禦稅の制定を招致すること確實なり。

從て「ダンピング」は之を最小限度迄少くせざるべからず、之が爲には手段を盡して全世界に互り生産及商業狀態を安定せしめ且輸出國の關稅率を低下せしめざるべからず、但し會議は「ダンピング」に對し防禦手段を採らざ

るべからざる輸入國が豫想以上の影響を有する過度の、間接の、若は煩はしき手段に訴ふることなからんことを勸告す。

三 運輸の條件より生ずる差別

經濟會議は其の議題中に自國商業及自國航海を保護する間接の方法竝に特に運輸制度に依る差別問題の調査を有せる處運輸制度に依る差別問題に付ては運輸に關する一般問題は之を論ぜず運輸が國際經濟生活に影響する範圍内に於てのみ之を論ずべきものなりと思考す。

此の見地よりするに運輸業者は其の鐵道運輸、海上運輸、内水運輸、道路運輸若は航空運輸の何れに關係するを問はず貿易の「サーヴァント」に過ぎざるものなり、彼等は交易を創造せず、一般經濟狀態に影響せらるものにして之に影響するものに非ず、農業、工業、商業の繁榮のみが交易を供給し運輸業者をして其の仕事より充分の利得を收め之が代償として最大限の勤勞を提供せしむるものなり、同様に運輸を苦しむる障礙の大部分は運輸制度其のものより生ずるに非ずして却て運輸は行政上、警察上、財政上若は政治經濟上の理由に基く種々の手續、遲滯若は警戒に影響せらるゝものなり、從て關係官廳が是等の點を輕視すれば輕視する丈け運輸は利益を享くるものなり、運輸業者に要求し得るものは其の勤勞が總ての運輸の通路に於て通商の要求に添ひ國籍の差異に依り不利なる差別を設けずして提供せらるゝことと運輸制度が國際貿易に障礙を投ずるが如きものに非ずして交通の自由を増進する性質のものたるべきことに盡く。

經濟會議は諸國が殊に國際聯盟の交通及通過に關する機關に於て運輸の常規的運轉を混亂せしむる條件及差別を除去する爲に捧げたる努力を多とするものなり。

千九百二十一年「バルセロナ」會議に於て締結せられたる通過の自由及航行可能の國際水路の制度に關する一般

條約竝に千九百二十三年壽府會議に於て締結せられたる鐵道及港灣の國際制度に關する一般條約の主要なる目的は實に此處に在りたり、是等條約の規定が各方面より忌憚なく批評せられ又諸國の主張を全部一樣に満足せしめ得ざるものなることは蓋し已むを得ざる次第なり、是等の條約は現状の儘にても此の方面に一大進歩を實現するものと云ふを得べく彼等にして出來得る限り廣き基礎の上に完全に且忠實に適用せられんか運輸の自由及國際衡平待遇の制度を實際上可能なる範圍に於て設定するに相違なかるべし。

會議の意見に依れば此處に前述諸條約に關する會議に於て討論せられたる頗る「デリケート」なる議論（殊に沿岸貿易、鐵道貸金率等に關する）に再び觸るゝは機を得たるものに非ず、然れども前記諸條約の内容を再び審議するは好ましからずとは云へ特に大多數の國の署名したる千九百二十三年の條約に關し批准及加盟の進捗極めて遅々たるものあるの事實に諸國の注意を求めざるを得ず、國際貿易の見地よりすれば若し是等條約に署名したる政府迄も之を速に批准せず又出來得る限り多數の國家が之に加盟することなしとせば之最遺憾とすべき所なり、多くの場合政府自身は其の批准を促進したれども是等の條約の適用及有效なる批准は諸國の輿論が此の事業の完成を明白に希望する場合にのみ保證せらるべきものなり、經濟會議は此の點に關し關係國政府竝に諸國に於ける關係團體に對して此處に新たに批准若しは加盟の促進を訴ふるものなり、會議は之に依り一の有用なる役目を果せるものなることを信じて疑はず。

千九百二十三年壽府に於て締結せられたる稅關手續簡捷に關する條約の實施促進方に付ても亦同じ、本條約は運輸を助長する爲に締結せられたるものに非ざるも交通の自由に對しては頗る大なる影響を及ぼすべきものなり、蓋し稅關手續の一切の簡捷化は通商及運輸に有害なる差別の行使せらるる範圍を縮少するものなればなり。

尤も此の種一般條約の適用は實際上運輸方面に於て國際貿易に對する一切の差別及一切の障壁を除去するには不充分なり、之が爲には運輸の各部門に於て且多數の特別問題に關し各國に於ける責任ある専門家間の直接不斷の協力が必要とす、幸にも右協力は既に満足に行はれつつあり、例へば萬國商業會議所は運輸問題に關する商業界に屬する人士を含む國際鐵道協會は歐羅巴の鐵道官廳及亞細亞の鐵道官廳の或るものゝ間に常に連絡を保たしむ、國際聯盟の交通及通過に關する機關は其の専門的諮問委員會及鐵道、内水航行、港灣航行及道路運搬に依る運輸に關する諸委員會を通じ各國の關係官廳間の協力を維持す、是等の團體の間には密接なる接觸保持せられ尙歐羅巴國際河川委員會竝に航海及航空に關する企業の國際的大團體とも密接なる接觸保持せらる。

是等の諸團體が既に成就したる一切の事業又は今尙進行中の一切の事業（國際貿易に有害なる障壁及差別的手段の撤廢にとり甚だ重要なものなり）を此處に指示するは不可能なれども吾人は車輛の運轉を増進する爲及國際鐵道貸金採用に關する條約の交渉締結を容易にする目的を以て鐵道用語を統一する爲に拂はれたる努力に世人の注意を引かざるを得ず、尙同様に各種の運輸方法間の最大限度の協力及諸國貸金の結合の發達を確實にせんとすの計畫は進行中なり、河川委員會が國際大河川に於ける國境通過を容易にし且航行の自由及河港の利用を害する一切の手續を簡捷にすべき手段を規定するに當り其の双肩に落つる大事業も亦注目し價ひする所なり、最後に千九百二十七年八月壽府に集合し前記の各種團體の代表者の参加すべき次回交通及通過總會は必ずや今進捗中の多數の調査を整理する最善の方法を審議する所あるべし、殊に同總會は前回の國際聯盟總會の發議に基き且交通及通過に關する専門的諮問委員會の作成したる計畫に従ひ歐羅巴諸國の關係官廳と歐羅巴以外の國の關係官廳との間に現在缺け居る協定を設定すべき性質を有する交通及通過に關する一般情報の組織的蒐集分記に關する計畫の實行を開始せんことを提議し居れり右の如くして蒐集、整理、發表せらるべき材料にして特に運輸、各國に於ける運輸の行政上法律上の待遇、建設中の又は既に建設せられたる重要な建造物、交通の一般統計、運賃の主たる變更等に關する公的性

質を有する國際約定に關するものは運輸問題に關係を有する方面及商業に従事せる方面へ廣く播布せらるゝときは頗る興味あるものなるべし、加之國際聯盟は右材料に依り運輸事項に付て國際協力を組織するに當り實際上細目を取扱ひ前記條約の一般規定の許す以上に明確に右條約所定の原則の實際的適用、此の適用擴張の可能性及國際運輸の遭遇すべき困難を知るを得べし。

勿論經濟會議は運輸問題に關する各種の國際團體に代りて右諸團體が既に慎重審議せし諸問題を再び審査することを得ず、會議は右諸團體の努力を感謝し總ての關係官憲が國際貿易一般の利益の爲右諸團體に援助を與へんことを切望するものなり。

是等の理由に依り

(1) 千九百二十一年「バルセロナ」會議に於て締結せられたる通過の自由及航行可能なる國際水路の制度に關する一般條約竝に千九百二十三年壽府に於て締結せられたる鐵道の國際的制度及海港の國際的制度に關する一般條約は本問題の複雑なることを充分に考慮し居ること竝に是等諸條約の一般的適用は運輸に對し自由竝に衡平を保證すべきことに願み

千九百二十三年壽府に於て締結せられたる關稅手續簡捷に關する一般條約は運輸の自由を助長すべきこと確實なるに願み

會議は左の諸項を勧告す。

前記の一般諸條約を未だ批准し居らざる諸國は出來得る限り速に之を批准すべく且出來得る限り多くの諸國は之に加盟すべきこと。

(2) 運輸問題を永久的に研究する國際諸團體即國際聯盟の交通及通過に關する機關、萬國商業會議所、國際鐵道協

會、歐羅巴國際河川委員會等の活動及協力は最善の結果を齎すべきに依り會議は左の勧告を爲す。

既存の密接なる協力は將來も之を繼續し國際交通の惹起する問題の諸相を斟酌し且是等に對し提議せらるべき解決策を整理すべく竝に總ての關係官憲は右諸團體の努力を支持すべきこと。

(3) 會議は航海に關する諸國船舶間の間接的差別の中には海上安全の見地よりする船舶の構造及艤裝に關する統一的規則の缺除に依り助長せらるゝものあるに注意し

海上に於ける人命及財産の安全竝に海上國際貿易の爲に船舶の構造及艤裝を規律する統一的規則が安全に關する限り國際約定中に規定せられ且總ての海事國が相互に是等の規則を承認すること望ましきを以て

會議は

(a) 此の點に關し統一的國際規則を制定する爲現に手續中なるの事實を此處に記録し

(b) 是等の規則の一般的採用を見るに至る迄海事國が其の船舶内に於て採らるゝ安全手段の效力を相互に認むる協定を結ばんことを勧告す。

第三 工業

一 工業情勢

世界經濟狀態に關する一般的討論の場合には勿論特に工業に關して討議せる場合には本會議は當然世界の基礎的工業に不利なる影響を及ぼし來れる主たる原因及其の救済策として提示し得べきものゝ分析研究に最も注意を注ぎたり。

世界の或方面に於て國際的に重要な主たる工業が遭遇しつゝある困難は主として科學的發明又は原料の不足に起因するものに非ず、現在經驗せる困難は或る國に於て充分なる資本を利用し得ざりしか又は利用し得べき市場が

現在の制限又は状態を以てしては多數の主要工業の生産力に釣合はざるの事實より生ず、斯る不均衡は多數の原因より生じ且諸種の形式に於て現はる、或は工場及設備の分布當を得ざるものあり又大戰に参加せる諸國に於ては多數工業の施設は軍事上の目的の爲平時に於て必要なる範圍以上に増加せられ他の諸國に於ては戰爭中輸入し得ざる物資を製造する爲新なる施設を爲せり、多數國民は戰時中缺乏を痛感せるが爲自給自足の國たむとする希望を増大せり、加之大戰直後に於て歐洲は一般に窮乏せる爲貯蓄を減じ且需要者の購買力の減退と歐洲金融市場より財政的援助を受け得べき望の減少とは相俟て工業を不利の地位に陥れたり

其の他の原因に依り生産的施設は其の分布の状態を新にするの趨勢を示せり例へば或る發見ありたるが爲原料の使用又は動力の源泉の利用の方面に於て變化を生じ工業中心地の移動を來せるが如し。

歐洲以外の部分的に工業化せる諸國に於ける修繕及仕上げ工業の正常なる發達及歐洲内の人口激増せる諸國が、増加したる人に職業を與へむが爲め其の工業設備を擴張せむとする努力も亦同様の方向に進み來れり。

大戰は此等不安定の原因の及ぼす影響を間接に大ならしめたり、即ち各國民をして國産の原料は自國領域内に於て之を加工完成せむとするの希望を強からしめ又關稅又は禁止に依りて物資の移動に對する妨害並に移民法、旅券規則及外國人の居住に關する權利に對する制限に依りて人の移動に對する妨害の數及範圍を増大せり、尙最後に國境の變改、困難なる國際關係の調整並に財政及金融状態の不安定の結果經濟組織の構成に變化を生じ爲に歐洲諸國民が其の工業經濟生活の秩序を回復せむとせる努力は一層阻止又は妨害せられたり。

此等の原因中には其の影響依然持續するも最早終止せるものあり、即ち施設過大に陥れる工業に於て直に設備を擴張するの危険は主要工業國に於ては尠少となり貯蓄心は再び生じ資本の供給も着々増加し來れり、爲替の動搖は最早少數の通貨に限られ且其の範圍は從來よりも著しく狹少となれり。

其の他の原因にして戰前に於て顯著なりしもの(特に從來僅に部分的に工業化せる諸國に於ける工業の發達)は永久的のものにして世界の新事態に於ては極めて小なる範圍に於てのみ改進することあるべきものと認むるを要す。

然れども本會議が其の議題中注意を集中するを要したるは第三部即ち其の性質上現状の儘適宜變改を加へ得るものなり、右の中最も主要なるは人及物資の移動に對する制限及管理にして就中關稅及商業政策より生ずるものなり、此種問題中の或ものは商業委員會に附託せられたるを以て此上右の點に付續述するの要なし、唯茲には運送益、便利となり工業生産に要する原料愈々増加し來れるが爲工業の自然なる發達は國際交通を頻繁ならしめ國際企業を擴張せしめつゝあることを一言すれば足るべし。

二 一般的考察

本報告に於ては各種工業の状態及困難に關し會議に於て多大の興味を喚起せる資料と同様の事項に付再び言及せんとするものには非ざるも本會議の討議の中心となれる二三の主要問題に限り之に觸れんとす、本委員會は消費者及労働者の利益に不利なる影響を及ぼさずして生産力と需要との間に一層良好なる均衡を保たしむるの目的を以て如何にして生産費從て價格を低下し得べきかを中心問題とせり、本委員會が此の目的を念頭に置き考慮したるものは(一)各方面に於ける合理化の問題及之に關聯して(二)國際工業協定及(三)工業状態に關する情報の蒐集及交換なり、尤も委員會は主として歐洲の状態に注意を傾注したるが蓋し現在最も困難にして且最も慎重なる考慮を要するは右状態なればなり、茲に問題となれる事項及本會議の提出せる報告は全然新なるものには非ず、現在必要とする所は多年行はれ來れる進化の道程を促進するに在るが過去十年間に於ける出來事の爲右の必要は益々切實となり此の目的の爲に本問題を提唱したる國際聯盟の權威と經濟界に於ける最著名なる人々の援助に依りて數ヶ月に互り爲されたる準備事業とは本會議の興味あり且充分なる討議と共に特に世上一般の注意を惹き新なる力と衝動とを與へたること

言を俟たず。

三 合理化

右問題の第一は合理化問題にして合理化とは勞力又は材料の孰れに付ても其の浪費を最小限度に止むる爲案出せられたる技術及組織の方法を謂ひ此の中には勞働の科學的組織、材料及生産品の標準統一、製造行程の單純化及運送並販賣の組織の改良をも包含す。

本會議は全會一致を以て合理化及科學的經營の有益なるを認め此方面に於て更に大規模、遠大にして協調なる努力を爲すの急務なるを主張するものなり。

本會議は一方に於て合理化が生産費價格の低下並に販路擴張に付有利なるを認むると共に他方之を適用せば或種類の勞働者にとりては一時的に不利なる結果を生ずることも亦之を看過するものに非ず、而して勞働者は直接に且消費者として相當の期間を経過する間には一層良好なる生産組織の利益を享受するに至るべしと雖も調節の行はるる間は暫く一時的失業の爲不利なる影響を蒙ることあるべし、故に左記決議に於ては特に前記の如く或は發生するやも計られざる當然なる不安に付考慮せり。

此の合理化問題の主要なるに顧み本會議は國際聯盟の經濟部が特に本問題に關與せる團體と連絡を保ち工業狀態に關する報告書中には合理化の進展に關する記述を掲ぐることを希望するものなり

決 議

本會議は生産の増加、勞働狀態の改善及生産費低下の主たる方法の一は生産及分配の合理的組織に在りと思ふ。

本會議は如上の合理化は同時に左記各項を目的とするものと思ふ。

- (1) 最小限の勞働を以て最大限の勞働能率を確保すること。
 - (2) 見本の種類（多數種類の見本が何等利益を齎らざる場合）を減少し以て基本部分の様式、製造、使用及取換を便宜ならしむること。
 - (3) 原料及動力の浪費を避くこと。
 - (4) 貨物の分配を簡單にすること。
 - (5) 貨物を分配する際不必要なる運搬、過重なる財政上の負擔及中間商人の無益なる仲介を避くこと。
- 前記の方法の賢明不斷の適用は左記事項を確保するを目的とす。
- (1) 社會に對しては生活狀態に於ける程度の向上及安定の増大。
 - (2) 消費者に對しては價格の低廉及一般の要求に一層適合せる貨財。
 - (3) 各種生産者に對しては更に大にして且確實なる報酬が公平に割當らるゝこと。
- 之が適用に當りては引續き合理化の行程を進むると同時に勞働者の正當なる利益を害せざる爲必要なる注意を拂ふことを要し且右實現の第一階梯に於て職業を失ひ又は一層勤勞を要するの結果を生ぜざる様適當の方法を講ずべきものなり、尙嚴格なる意味に於ける勞働の組織に關する限り被傭者の協力並に勞働及産業組合と科學上及技術上の専門家との援助を必要とす。

仍て本會議は政府、公共施設、勞働及産業組合又は輿論に對し場合に應じ左記事項を勸告す。

- 1) 生産者をして上記の方針に従ひて努力せしむる様指導すべきこと特に
- (イ) 合理化及科學的經營の最も適當なる方法及最も實行的なる手續並に之に依りて得べき經濟上及社會上の結果を各方面に互りて調査比較することを獎勵助長すること

(口) 工業、農業、貿易及金融に於ける此等の努力を大企業のみならず中企業及小企業にも適用し、更に個人労働者及手工業者に迄も適用すること、尤も此の場合家庭の組織及其の快樂に好結果を及ぼすことを念頭に置くこと。

(イ) 個人に對し最も良く、最も健全にして且最も適當なる職業を與へることを確保すべき種類の方法即ち職業の選擇、指導及訓練、労働時間と休業時間の適當なる按配、生産の増加に對する正當なる分前を労働者に與ふる報酬の制度並に一般に人格の發達及保持に好影響ある労働及生活の状態の如きものに特に注意すべきこと。

(2) 純然たる國內的の標準統一政策は生産及販賣に障礙を生ずることあるに依り右障礙を除去する爲國際的性質を有する原料、各種部分品及製品の標準統一は國內的のみならず國際的基礎に依り系統的に之を實行すべきこと。

(3) 或國に於ける調査の結果を利用し且關係者間の情報交換を奨励し以て國際的の基礎に依り諸國に於て上記原則を適用するに當り執れる最も適當なる方法及之に依り得たる最も判然たる結果の調査に従事すべきこと。

(4) 合理化及科學的經營に伴ふ利益及義務並に漸次之を達成するの可能なることを各方面に於て明確に理解せしむべきこと。

四 國際工業協定 (註)

(註) 米國代表へ本問題ニ對シ反對ヘセサルモ之ニ關スル投票ニ加ヘルコトヲ得ストセリ。

本會議は多大の興味を以て工業協定問題を調査したるが本問題は最近著しく進展し來り世上此種協定に利害關係を有する方面及各國輿論の深甚なる注意を惹けり。

本問題に關する討議の結果意見の相違あること明となり各種利害關係者及各國の代表者中には留保を附するものあるに至れり、事情上記の如くなるに依り本會議は經濟上の必要より生ずる前記協定を以て何等原則上可又は否な

りと結論するを要するが如きものと認めず、單に實際上の見地より一の事實として容認し且協定の内容及其の作用を支配する精神及特に協定を運用する者が一般の利害を顧慮するの程度如何に依り可否何れとも論じ得べきものと認む。

本會議は國內的及國際的の工業協定運用の範圍は既に集中せる生産及大量生産品に限らるゝを常とし從て該協定は單獨にては世界殊に歐洲の經濟生活上の障礙の原因を除去し得べきものと看做すことを得ざるものと認む。

尤も工業協定は生産の或部門に於ては(或種の條件及留保の下に)一方に於て生産組織の秩序を整へ現存設備を巧に利用して生産費を低減し新施設を更に適合せる方面に發達せしめ企業の集合を更に合理的ならしめ得ると共に他方に於ては非經濟的競争を阻止するの作用を有し且工業活動上の變動より生ずる弊害を減少し得るものなり。

右の手段に依り労働者に對しては職業の安定を保證し得べく且同時に生産費及分配費從て販賣價格を低減し以て消費者に利益を與ふることを得べし、上記の方法に依り工業協定は或場合には生産者のみならず消費者及社會一般に對して有益なることあるは一般に認めらるゝ所なり。

然れども本會議は他方に於て此種協定が獨占的傾向及不健全なる經營方法の實施を助長することあらば却て生産技術の進歩を阻害し社會の主要なる方面及特定の國の正當なる利益を害するに至るものと認む。

從て本會議の觀る所に依れば工業協定は價格を人為的に釣上げ消費者に不利益を蒙らしむるが如きことなきこと及労働者の利益に正當なる考慮を拂ふべきことは特に必要なり、尙該協定は其の目的又は結果に於て特定國に對する原料又は必需製品の供給を制限し或は何等正當なる理由なくして消費國生産國又は同様の状態に在る他の諸國の仕上工業の間に不平等の状態を生ぜしむべからざることも亦必要なり、又何れの國に於ても必要缺くべからざる經

濟的設備を縮少するの結果を生じ又は之を目的とせざることを要し更に技術進歩の見地又は經濟的發達及人口増加に基く必要に應ずる諸國間の工業分布の見地の何れよりするも現在の生産状態を固定せしめざるを要す。

本會議は特別の裁判制度及協定監督機關を設定するを要するや否やの問題を考慮せり。

準備委員會に於ける研究の結果得たる資料に依れば前記の如き特別の立法及行政の方法は僅かに少數の國家の採用せる所にして該方法は其の趣旨及形式に於て甚しき相違あること判明せり、本會議は一國の生産者のみに適用せらるゝ協定に關する限り各國政府に於て該協定の運用に付適當と認むる方法を採用すべきものと認む、尤も工業協定なるが爲に國內法に依り之が偏頗なる取扱を爲し協定に依る利益の確保を阻害するが如きは望ましからずとすに一致せり。

國際協定に關する限り國際裁判制度の設立に付ては各國間に於て必要と認むる手段に關し意見の相違あり且數國は國內的又は憲法上の理由に依り主義上反對を唱ふるものあるが爲之が實現は不可能なりと一般に認めらる、尙國內的協定のみならず國際協定も亦一國の領域内に於て運用せらるゝ範圍内に於ては當該國の法令及裁判所の支配を受くべきものなることも指摘せられたり。

然れども他方に於て協定加入者が自發的に仲裁裁判機關に訴ふること一般に行はるゝに至るは望まじきことにし唯右裁判機關は經濟的事項を處理するに充分なる能力を有し且つ一般の利益を念頭に置くべきことを保障せらるるを要す。

更に一般的立場よりすれば本會議は國際聯盟が此種工業上の國際的協力の形式及其の技術上の進歩、生産の發達、勞働状態、供給に關する状況並に價格の變動に及ぼす影響を充分注視すべく右に付ては各國政府の協力を求むべきものと思ふ、又聯盟は時々一般に有益なる情報を公表する爲に關係資料を蒐集すべきものなり、本會議の意見に

依れば協定の性質及運用に關する公表は一方に於ては一般の利益を助長する協定に對し輿論の支持を得他方に於ては弊害の發生を防止するの最も有效なる方法の一なり

五 工業に關する情報

以上論述したる所に依り本會議は工業の指導者及其の組織的發達に對し責任を有する者の指針たるべき精神に特に重きを置くこと明となるべし。

生産に關する的確、完全にして且最新の報導を供給するは此等の人々の職責なる社會奉仕の觀念を強からしめざるを得ず同時に右報導は公衆をして充分知識もあり且判斷を誤らざる輿論を作らしむるに裨益する所あるべし、又工業家が其の從事せる工業の發達及一般工業活動上廣汎なる變化を充分且正確に知り得ることは工業家自身にとりても均しく必要なり。

本會議は基礎的重要工業に關する研究資料を有し之に依り世界に於ける工業の現状を正確に觀察することを得たり、右資料は各國の工業團體が進むで之に協力し長期間苦心努力の結果漸く作成することを得たるものにして右は有名なる經濟學者の手に成れる専門事項の研究及本會議の委員が本會議に提出せる各代表の地位及意見を要約せる研究資料と共に討議に附せられたる問題に關する決定的意見を表示するものとは解す可からざるも將來も行はるゝことを希望する研究の出發點と見るべきものなり、而して既に進捗する研究を奨励し出來得る限り工業上の活動に關する情報の作成方法に付共通なる方針の採用を勧め各國の統計機關及聯盟の經濟部をして各國政府及専門家のみならず實業界にとりても有益なる統計資料の蒐集に一層専心從事せしむること肝要なり。

本會議に於ては蒐集せらるべき情報は各國特に第一に世界的に重要な諸國の主要工業に關するものを網羅すべき旨決議せられたり。

如何なる機關を通して右統計の蒐集及通報を爲すべきやに付ては本會議は各國政府に對し特別の勸告を爲さざればども的確にして且各國を比較し得べき材料は關係工業の有力なる機關の援助なくしては之を蒐集すること殆んど不可能なりと思考す、本會議は一方包括的情報の價値を力説すると共に個々の報告の祕密を嚴守するに適當なる方法の必要なることに注意せられむことを望むものなり、最後に國際聯盟をして國際的統計の用語、範圍及作成方法統一に關する國際協定の成立を奨励せしむると共に本會議は右の統一事業と關稅用語統一の目的を以て着手せらるべき同様の事業とを連繫せしめむことを欲するものなり。

決 議

一 本會議は左の通思考す

- (1) 原料の供給、生産額、仕入品、價格、貨銀、就業等に關する一般的にして正確且最新の情報に依りてのみ始めて有效且適當なる生産を行ふことを得。
 - (2) 右最新の資料に依り充分發達せる工業を有する各國をして自國工業の生産量額指數を作成し得しむることを希望す。
 - (3) 前記情報は需要に應じて供給を適當に調節し且商業活動の消長より生ずる影響を緩和し得べき生産政策の設定を容易ならしむべし。
- 右に關聯し國際聯盟經濟委員會の採用したる決議に注意すべきものとす。
- 仍て本會議は左の通勸告す
- (1) 此種の統計は各國に於て基本的なる世界的工業及國內生産の量額指數を作製し得る爲に各國の主要工業に付定期に之を提出すべきこと並に右情報は出來得る限り有力なる團體と協力して作成すべきこと。

(2) 各國政府は定期に完全なる工業現勢調査を行ふべきこと。

二 上記統計の實效の有無は各國の提出せる材料が組織的にして比較し得べきか否かに依る。

本情報は適宜公表せられ且國際的に調整及使用せらるゝことを希望す。

仍て本會議は左の通勸告す。

- (1) 各國政府が主要工業者と協力して統計の用語、方法及範圍決定に關する國際協定を成立せしめ得る様國際聯盟經濟部に於て一切の適當なる手段を講ずべきこと。

- (2) 國際聯盟經濟部は原料品の資源及其供給、生産、仕入品、價格其他に關し又國際労働局は貨銀、労働時間、就業其他に關し夫々供給せられたる情報を對照すべきこと。

- (3) 國際聯盟經濟部は左記を作成すべきこと。

- (イ) 基本的なる世界的工業を第一とし生産の各部門に互る組織的發達及一般的狀態に關する國際的の一般統計報告

- (ロ) 或種の原料品の供給資源に關する特殊の調査特に將來世界的缺乏を豫想せらるものに關する特種の調査
- (ハ) 既に公刊せられ居るものと同様なる世界の生産及貿易の消長一覽表

第四 農 業

一 序 言

農業は全世界を通じ大多數の労働者の職業なり、諸種の農産物は其の價格に於て人類労働の大部分を占め、農産物と工業生産品との交換は直に世界通商の基礎を爲すものなり。

農業者團體は工業の過度の發達より生ずる迅速なる人類の消耗より人類を保護することを得べき力の貯藏所なり。

農業に依りて生産せらるゝ食料品及原料品の數量は工業發達の最大限度を定むる要素なり。

各國間の相互依頼の關係は各種主要なる職業即ち農業、工業、商業の間に於て最も密接にして其の一角が他の職業と關係なく恒久の繁榮を得ることは望み得べからざる所なり。

農業に與へられたる經濟上の職分は、世界が食糧品及原料品を仰ぎ居る大多數の國に影響を與へつつある一般的な景氣の爲めに、現に其の完全なる實現を妨げられつゝあり。

農業經濟不振の特質は農産物價格と製造品價格の間に生じたる不均衡に在り、不振の結果として大多數の國に於ける農業者が其の勞働及資本に對する充分なる報酬を得ること能はざるに至れば、此の不景氣は、多數の國に於て普通の條件を以て資金の融通を受くるの困難と財政上の負擔の非常なる増加とに依り此の不景氣は益々甚大となり、農業者購買力の減退を招き而も消費者は之に依り必ずしも常に食糧品價格の輕減を得ること能はざるべし。

農業者購買力の減退は工業生産上に悪影響を與へ、次で失業の原因となり、此の失業は亦農産物の捌口を減少す。價格の均衡を恢復すべき實際手段を執らざるに於ては早晚、農業生産の減少を來し人類の福祉を害するに至るの懼あり。

而し著しく農業生産の増進に資すべき専門的方法あるが故に之を實際に用ふることを要すべく之を一般的に採用するに至らば世界の繁榮及經濟的平和の爲に最も喜ぶべき結果を來すべし。

二 一般決議

一 本會議は農業生産を増加し之が爲に農業を工業と同等の他位に置き以て一切の農業労働者をして満足なる生活條件並其の勞働及資本に對する普通の報酬を得しむることは最も重要な經濟問題なりと認む。

之が爲には農業の眞の他位を解せず之を以て屢々第二位の産業の如く思惟する一般輿論に對し右の事實を確知せ

しむること必要なるべし。

二 農業經濟を改善することは第一に農業者自身の任務なり、専門的改善方法、科學的組織、生産及動植物の病蟲害の防壓、農産物の販賣及標準化（生産者及消費者兩者の利益）の爲販路の擴張、信用及保險の科學的組織を一般的に採用せば生産者自身及消費者の利益の爲め生産費を減少得べし。

小農及中農の數頗る多きに鑑み（農業に於ては工業に於ける如く企業集中の傾向を見ず）既に多數の國に於て見らるが如く農業組織は組合制度の方針に依るべく且農業者組合と消費者組合との間に於ける協定を以て之を補足することを要す。

各國政府に於ても農業を獎勵し農業の他位改善を目的とする農業者團體を助成すること有利なり、殊に相互信用の制度を設け且之を發達せしむることは政府の援助に俟つこと大なりとす。

本會議は高率なる金利及苛重なる課税が生産を害する事實に關し諸國政府の注意を喚起せむとす。

三 豫見し得べき他の方法は主として立法行爲に在り、特に工業者及使用者に對するが如く労働者の福祉と安全とを確保する社會的法令を以て農業者をも救はざるべからず、唯農業者の場合に於ては右法令は農業の特別な要求と農業者の特別な生活及労働條件に適合せしめざるべからざるのみ、右の他尙本會議は諸國政府及農業團體に於て各種程度の農業教育並に農業者の専門的訓練に意を注ぐこと必要なりと思惟す。

四 農産物の自由なる移動及其の賣買に對する一切の障礙を、諸國及其の労働者の重大なる利益を害せざる限度に於て、除去すること必要なり

關稅上保護制度を維持する國に於ては工業並に農業兩者の爲生産に必要な最少限度迄右制度を縮減せざるべからず、唯工業及農業間の正しき均衡を確保し得べき方法を執り一の利益の爲に他を害せざることを要す、輸出入の

禁止及輸出税（一定の産業の爲めに徴收せらるゝ税を除く）制度及關稅率の頻繁なる變更（此の變更は永年の經驗に依れば効果少なく且危険なり）は決定的に之を廢止せざるべからず。

五 農業に付ては投機に依りてのみならず正規の價格に於ても他の生産者に與へられると同等の正當なる利益を得ることを豫期せしめ以て正當なる報酬を得しむる途を講ぜざるべからず。

六 最後に工業及商業に關する政策が農業經濟に影響を及ぼし又農業上の政策が商工業に影響を及ぼす事實に鑑み現存の又は將來設立すべき經濟問題擔當の機關中に農業の社會的及經濟的任務の重要な程度如何に比例して其の利益を代表するものをも参加せしむべきことを國際聯盟に要請す。

三 特別決議

前記一般決議の外經濟會議は猶次の諸點に關し國際聯盟の注意を喚起す。

一 農業上の協力—生産者組合と消費者組合との關係

(1) 諸國の農業者は其の生活條件の改善に努むると同時に組合員の職業上の需要、又は其の家庭の需要の爲にする購買組合、其の生産物を規則正しく賣捌く爲めの販賣組合、生産及販賣の間の中間手續としての準備及加工の組合、資金を得る爲めの信用組合（農具及施設等の改良、耕作の改善、生産物の貯藏の爲め）等有ゆる協力方法を用ひて其の一般的繁榮に努力し居れり。

斯くの如き協力の制度は生産者及消費者としての農業者の購買力を増加すると共に生産力の増加と生産數量の増進とに依り又生産物と副産物の完全なる利用を可能ならしめ以て經濟上の進歩に資し尙分配費を最低限度に減少して市場組織に貢獻す。

(2) 農業組合は其の消費組合との關係益々密接となるに従ひ經濟生活の合理化に資する所あり、生産者及消費者間

並に生産者組合及消費者組合間の直接の商業關係は無益なる中間者を驅逐し其の直接の關係が相當擴張せらるゝに従ひ兩者に有利なる關係を生ずるに至るべし、右直接關係は物質的利益の他精神的利益をも伴ひ生産者及消費者は直接なる商業關係に依りて相互に了解し他方の特質及要求を考慮するに至るべく生産者及消費者組合は其の共通なる主義に従ひ直接關係の價值あるを知るに至るべし、取引上に於ける相互の協力及信頼の可能なるを明に認むるときは農業及生産組合と消費組合との間に於ける直接商業關係上の問題を實際的に解決—從來永年間、單に理論上の問題としてのみ解決せられたる—し得るに至るべし

實際上の効果を收めむとせば農業者側に於ては一定の品質及統一したる「タイプ」を有する品物を生産し、消費者組合側に於ては農産物を出来る限り農業上の生産組合より購買することに努むることを要す、又國家及官憲側に於ては大學其の他の學校に講座を設け組合運動を科目とする民衆講座を設け組合に對して財政上差別的待遇を爲さざる政策に依り組合運動を支持する様努むることを要す。

各國の生産者及消費者組合が各國毎に既に經濟團體として組織せらるゝに於ては有效なる協力（必要に應じては協同事業の形を執りて）を實現すること益々容易となるべし。

協力の行はるゝ一切の方面に於て其の協力の規則正しき發達を期せむとせば右協力の監理に關する法律を統一し且右法律上出來得る限り協力を阻害せざることを要す。

(3) 一定の種類を生産物に關する農業團體に於ける國際的の協定は市場の基礎を強固にし生産を規則正しく且生産及消費の均衡上適當なる價格の安定を期する上に於て有效なりとす、此の國際協定の目的を達するが爲には平常取引の方法を定め且長期契約を締結して國內消費團體と國際消費團體との信頼的協力を必要とす。

(4) 此の農業者及消費者の努力は國內團體並に國際團體の代表者より成る委員會を設けて之を奨励し且促進するこ

とを要す右委員會の任務は其の研究及資料蒐集の「プログラム」を定め又新なる成果を得んが爲過去の經驗を利用するに在り。

二 農業金融

農業生産の増進は農業者に有利なる條件を以て資本を供し得べき農業金融制度と密接なる關係を有す。充分なる農業資金を有する國もあれど又一般經濟狀態に依り貯蓄減少したるか或は適當なる制度の設けなきが爲充分なる農業資金なきもの多し。

如斯資本の缺乏は農業者をして適當なる設備に依り又は運轉資金を準備して收穫を増加し、其の土地を充分に開發し、生産費を少くし又農業不況の場合に備ふることを不可能ならしむるを以て農業に頗る害あり。

此等の困難を除去する第一條件は適當なる金融制度なき國に於ては之を設け既に存在する國に於ては益々之を達せしむるに在り、右制度の最良なるは組合を組織するか故に獲得し且増加することを得べき（官憲の援助を得又は得ずして）資源を以て活動する信用組合なるべし。

右の外尙國內的若は國際的の信用を得る爲め擔保となるべき有效なる保證を最も容易に集め得るは是又國內團體の協力に俟つものなり。

本會議に於ては農業信用に供し得べき資金に不足なる場合に於て之を増加し得べき國際的組織の制定に關する提案を多數の委員より提出したるも右問題に關しては信用は有效なる擔保に依りて保證せらるゝことを要すとの見地に立脚せる意見を聴取し又國際農事協會が農業信用に關する特殊の資料を蒐集しつつあるに鑑み

國際聯盟に對し資金の缺乏せる處に於て農業の復興を促進する爲に從來の經驗上最も便宜と認めらるゝ方法に依りて農業信用に關する國際協力を爲すことが可能なりや否やを研究する目的を以て國際農事協會の調書を充分に研

究せむことを要請す。

三 動植物病害の防歴

動植物病害は農産を減少するが故に國際的計畫及國際的協定に依つて科學的に之を防歴せざるべからず、此の國際的防歴の主義は「國際家畜流行病事務局」を設立せる四十三箇國に依りて承認せられ又國際農事協會は植物病理學の方面に於て諸國の協同措置を講ずる爲特別會議の開催を提唱せり。

衛生上の取締に關する國際協定に關し締約國に對し適當なる保證を與ふるに於ては動もすれば衛生取締規則に蓋はるゝ假裝的保護の疑を除去し生産促進の一條件たる通商關係の安定に資すべし。

四 植民地に於ける農業

本會議は植民地の土人の繁榮を増進し且一般の富を増加する爲植民地殊に熱帶地方の植民地に於ける土民の農業を奨励すべき最良なる方法を研究せむことを勧告す。

五 森林業

六 農業問題に關する調書—統計—研究

(1) 農業問題審議の基礎に供したる諸調書は其の價值大なりしも一切の問題を完全に研究し且其の解決策を提議するには充分ならざりしことを認めざるべからず、農業上最も必要なるは世界經濟情勢を精細に知悉するに在る處之を完全に知るには農事報告の組織的解剖に俟たざるべからず、斯る研究は農業の一般的進歩を來すべく諸國間の相互の了解を容易ならしめ各國農業者の共同利益は之に依りて正確に知らるゝに至るべく、最後に生産者及消費者間に一層よき了解を得るに至るべし。

此の目的を達するが爲には各國に於て農事報告の正確なる制度を定むること必要なり、此の農事報告は各國に於て成るべく簡明に作らざるべからざるも最も正確なる方法に依り以て氣候、地質、面積耕作方法、主要作物等に從て分類したる一國の各種農業の比較的調査(結果)を爲し將又生産及費用に關する重要な要素(賃銀、化學肥料消費量、課税及社會的負擔、價格、農業者の負擔)の農業の純益に及ぼす影響を研究し得る様に作らるゝことを要す。

依て適當なる措置を研究し且之を實行すべき専門委員會の設立を勧告す。

(2) 本會議は週期的の農業統計特に家畜及動物より生ずる生産物に關する統計の完成を必要なりと認む、國際農事協會の蒐集したる資料に依れば最近二十五年間に於て三十七箇國(此の三十七箇國は地球面積の半に満たず且世界人口の約三割を代表するのみ)が農業上の調査を爲したるに過ぎず。

國際農事協會の提議したる方法に依りて世界農業の調査を爲すときは各國の統計資料は從來見たることなき統一したる形式を備ふるに至るべし。

又農業者間に收穫、「ストック」、各種貨物の消費及移動等價格決定の要素に關する情報を速に供給するの措置を國內的又は國際的に講ずること必要なるべし、農産物及工業生産物の價格の比較指數並に農産物生産費の主要要素の指數を毎月發表せば最も有益なる資料なるべし。

(3) 本會議は農業の現状及其の發達の可能性、土地の割當(配分)及開發方法、農業生産と工業生産との關係、農産物價格と工業生産品價格との比較、生産費と賣買價格、労働者の状態及労働者に對し其の土地取得の爲に與ふる便宜等——之を一言にして云へば其の研究が新なる進歩を齎らし得べき農業の經濟的、社會的、財政的及技術的の條件に關する一般的調査を爲すべきことを各國政府に勧告す。

第五 一般決議

甲 世界の平和に影響すべき經濟上の諸傾向

本會議は

世界平和の維持は各國經濟政策を定め且之を行ふの基礎たる主義の如何に依ること大なるに鑑み

茲に代表者を出せる各國政府及國民に對し斷えず右の點に留意せんことを勧告し平和的にして且調和的なる進歩に依り得る所大なる世界に於て不和と誤解の原因となる經濟上の困難を除去し得べき原則の確立を冀望す。

乙 輿論の啓發及教育

本會議は其の決議に述べたる原則の受諾及實行が實際成果あるや否やは各國政府及官憲の誠意に依るのみならず全世界の誤りなき好意的輿論に依るものなることを認め且此の目的の爲め經濟上其他の方面に於ける學術又は教育機關に依る密接なる國際的協力の増進と輿論の教育及啓發の爲にする新聞紙其の他の援助とを歓迎す。

丙 軍事費

世界全般は今尙軍備と戰爭の準備とに莫大なる金額を費し之が爲に工業、商業及農業の發達に供し得べき資金を減少し各國財政に大なる負擔を生し其の苛重なる課税は全經濟生活を脅し生活程度を低下せしむるに鑑み本會議は

國家間の協定に依り軍備を制限及縮小せんとする一切の努力殊に國際聯盟の庇護の下に爲さるゝ一切の努力が好結果を齎し前記負擔を軽減するに至るべきことを熱心に希望す。

丁 各國間に於ける平和的なる通商上の協力「ソヴェエト」共和國聯邦に

對する諸決議の適用

本會議は

世界通商更新の重要なを認め絶対に政治問題に觸るゝことを避け

各國經濟制度の異なるにも拘らず此處に出席せる各國委員が参加したるは各國間の平和的なる通商上の協力の吉兆と認む。

但し「ソヴィエト」共和國聯邦の委員は以下に掲げたる決議にのみ賛成なる旨宣言したるに鑑み本會議のその他の決議は同聯邦には適用なきものとす。

戊 國際聯盟の經濟機關

本會議は第一に聯盟經濟委員會及聯盟事務局の事業の價値の大なることを表明す。

本會議は其の事業の成功は其の定めたる原則の實行如何に係るものなることを認む。

會議の勸告に關し執るべき措置に就ては本會議は其の常設的機關に關し何等の提議を爲さず、單に準備委員會の構成しきを得會議の準備事業に於て顯著なる成果を收めたる點に關し聯盟理事會の注意を喚起するを最良の方法と認む。

「ソヴィエト」共和國聯邦の委員より聯盟事務局に提出せられたる目錄

「ソヴィエト」共和國聯邦代表部は左記の決議に賛成す。

商 業

第三 關 稅

一 稅率の簡易化

二 稅目分類及排列の統一、但し「ソヴィエト」共和國聯邦は國際聯盟の招請に應ずることを得ずとの留保を附

す。

四 稅率の適用

五 稅關手續

六 貿易統計

第四 通商政策及通商條約

二 輸入貨物に對する課稅

四 通商條約、但し聯盟の招請に關する留保を附す。

第五

一 直接又は間接の補助金

二 「ダンピング」及「ダンピング」防止法制

工 業

「ソヴィエト」共和國聯邦委員は「情報」に關する工業委員會の決議中に爲されたる提案の主義には賛成なるも本事業を海牙國際統計學會に委任せんとする同聯邦の提案が否決せられたるが故に「情報」に關する決議案に關し表決を棄權す。

農 業

「ソヴィエト」共和國聯邦委員は次の特別決議に賛成す。

三 動植物病害の防遏

五 森 林 業

第四章 講和會議及國際聯盟主催會議に於ける條約交渉

六 農業問題に關する調書統計及研究

注意 「ソヴェエト」共和國聯邦委員は次に掲けたる決議にも賛成なる旨宣言せり、右委員は會議の議事録中に記載せられたる宣言を以て右決議に加入せり。

- (イ) 世界の平和に影響すべき經濟上の傾向
- (ロ) 教育及公表
- (ハ) 軍事費
- (ニ) 各國の通商上の平和的協力

附屬一

國際經濟會議議題

第一部 世界經濟狀勢

- (イ) 各國の見地より見たる世界經濟主要問題
- (ロ) 現時に於ける商工業不均衡の經濟的原因探究
- (ハ) 世界の平和に影響すべき經濟上の諸傾向

第二部

一 商 業

- (1) 通商の自由
 - (イ) 輸出入の禁止及制限
 - (ロ) 商業の制限管理又は獨占

- (2) 關稅及通商條約
 - (イ) 一國領域に「セツトル」することを許されたる外國人及外國會社の經濟上及課稅上の待遇

- (イ) 輸出入稅の形式、稅率及其の不安定より生じ又は
- (ロ) 稅目の排列及分類より生ずる
國際通商上の障礙

(3) 自國通商航海保護の間接手段

- (イ) 直接又は間接の補助金
- (ロ) 「ダンピング」及其の防止法制
- (ハ) 運輸制度上の差別待遇
- (ニ) 輸入外國貨物の課稅上の差別待遇
- (4) 購買力減退の國際通商に及ぶ影響

二 工 業

- (1) 重要工業の情勢（生産能力、生産高、消費、勞力）
- (2) 現在に於ける工業悲況の實狀並其の工業上、商業上及金融上の原因
- (3) 右 對 策
 - (イ) 生産組織特に工業上の國際協定（右協定の生産、消費及勞力の見地よりする考究、之に關する法制並關稅問題との關係）
 - (ロ) 工業生産に關する統計的情報の迅速なる蒐集及交換

三 農 業

- (1) 農産物の生産、消費、「ストック」、價格及取引の自由に關し戦前と比較せる農業の現勢
- (2) 現在に於ける悲況の原因
- (3) 國際的對策
 - (イ) 生産者及消費者團體（各種産業組合制度を含む）の發達及國際的協力
 - (ロ) 農業情勢、科學的及技術上の研究並に農業金融等に關する有益なる情報の繼續的交換
 - (ハ) 農業者購買力の増進

第五章 戦後條約改正時代

第一節 序 説

大正七年（一九一八年）内田外相時代に戦後條約改正方針を決定す。右條約改正方針は大正七年勅令第三百九十八號により成立の戦後條約改正調査委員會の決議を基礎とせるものである。右決議は第三節に於て述ぶる如く、第一より第十四に分掌せる小委員會の決議を綜合せるものであるが、右決議の根本觀念は一方通商自由と機會均等原則の世界各地方に於ける擴充を努むると共に、他方大戰後に於けるブロック的國際經濟の傾向に鑑み、日本と亞細亞大陸諸國との經濟提携に一步を進めんとしたものである。而して前記内田外相時代に於ける戦後條約改正方針の下に帝國政府はヴェルサイユ講和會議に臨み、又其後に於ける國際聯盟主催諸國際會議に對する交渉方針を定め、之と併行して國別交渉により各國との間に通商航海條約の改正締結を爲すこととなつた。第五節以下に其の概要を説明することとする。

然るに戦後に於ける國家經濟主義の反動的な世界經濟情勢は前記本邦が主張するに至りたる通商自由主義の充分なる實行を容易ならしめず、彼の一九二七年（昭和二年）に於けるジュネーヴ國際經濟會議の決議の如きも世界の通商自由に對するマグナカルタと稱せられたるも、右は單なる勸告的性質を有するものに止まり差したる實行力なきものとなつた。間もなく一九二九年（昭和四年）の世界的な大恐慌の襲來により右決議は殆ど畫餅に屬するものとなつた。

轉じて世界大戰終了より昭和四年世界恐慌襲來に至る迄に於ける世界經濟狀態の推移を概観することとする。大正